

令和5年度 市税のしおり



目次	P1
<u>はじめに</u>	P2

第1章 市税

1 市民税	P2~26
2 軽自動車税	P27~34
3 市たばこ税	P35
4 固定資産税	P36~53
5 都市計画税	P54
6 入湯税	P55

第2章 国民健康保険税

1 国民健康保険税	P56~58
-----------	--------

第3章 納税について

1 納期	P59
2 納付方法	P60
3 口座振替	P61
4 滞納	P61
5 還付	P62
6 納税相談	P62
7 不服申立て	P63
8 減免	P64

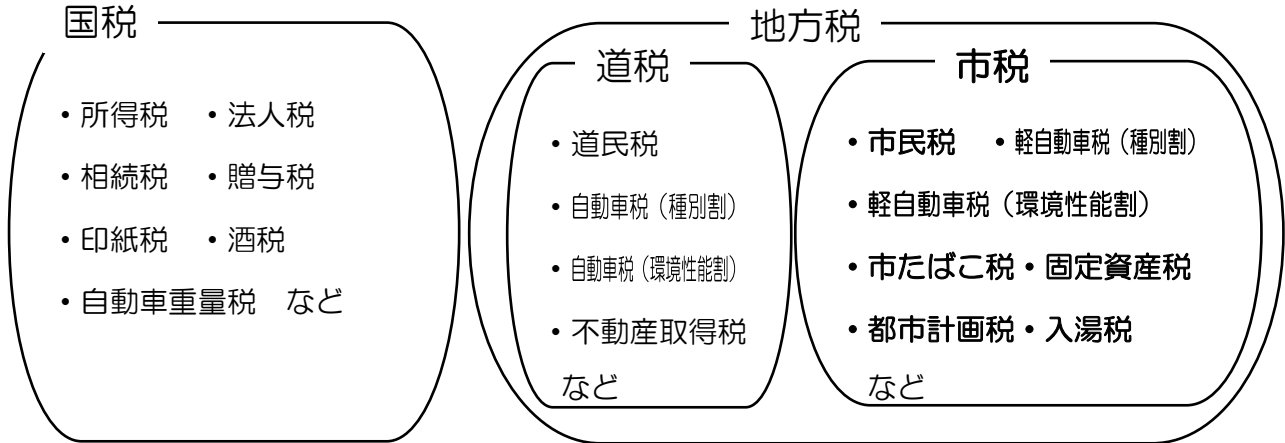
第4章 市税に関する証明

第5章 Q&A

お問い合わせ

はじめに

国や北海道、石狩市は市民生活がより良くなるよう、さまざまな仕事（事業）を行っています。そのために必要な費用を税金としてみなさまに負担していただいております。その税金は種類によって、納める先が以下のように異なっています。



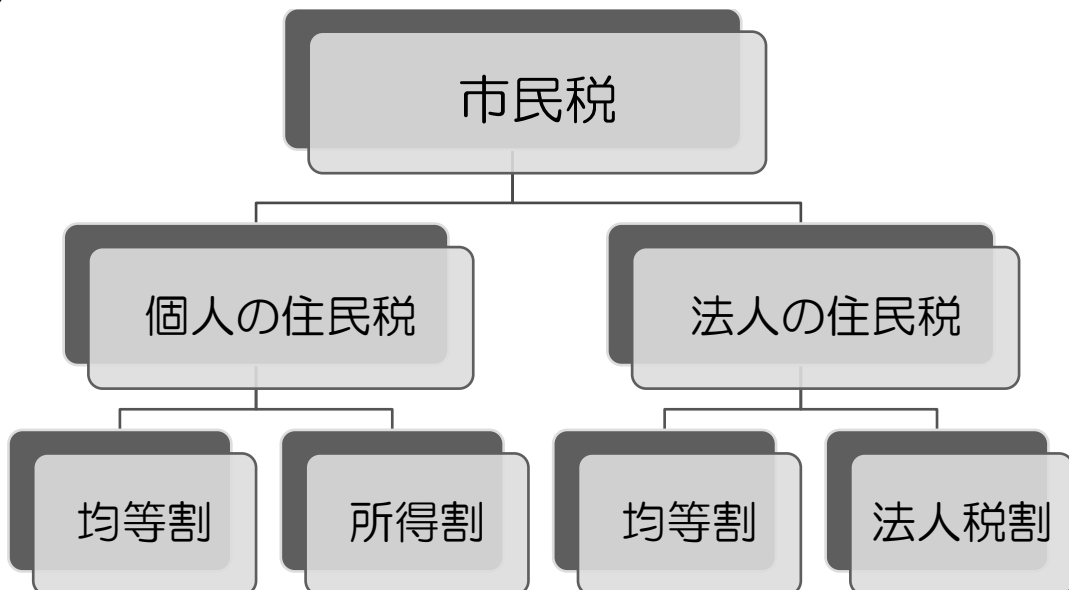
この「市税のしおり」では、石狩市に納めていただく市税についてまとめています。市税についてより理解を深めていただければ幸いです。

第1章 市税

1 市民税 お問い合わせ先：税務課市民税担当（0133-72-3119）

（1）市民税の種類

市民税には、個人の市民税と法人の市民税があり、それぞれ均等の額によって負担する均等割と、所得金額に応じて負担する所得割（法人の場合には法人税割）から構成されています。



(2) 個人市民税

ア	個人の市民税を納める人（納税義務者）	P.3
イ	市民税が課税されない人	P.4
ウ	均等割	P.5
エ	所得割	P.5
オ	所得金額の計算	P.6
カ	所得控除の種類	P.11
キ	税額控除	P.16
ク	課税の特例について	P.19
ケ	納税の方法	P.21
コ	申告	P.23
サ	個人市民税の減免について	P.23

ア 個人の市民税を納める人（納税義務者）

個人の市民税は、原則、前年中（1月1日～12月31日）に所得があった人に課されるもので、一定の所得のある方に一定の税額で課される「均等割」（P.5 ウ 参照）と所得に応じて課される「所得割」（P.5 エ 参照）とがあります。

納税義務者	納めるべき市民税	
	均等割	所得割
1月1日現在石狩市内に住所がある人	○	○
市内に住所はないが、事務所、事業所 または家屋敷のある人	○	—

※市は個人の市民税を賦課し徴収する際に、道民税も併せて賦課し徴収をしております。

イ 市民税が課税されない人

均等割も 所得割も かからない人	<ul style="list-style-type: none"> その年の1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人（医療扶助や教育扶助等の生活扶助以外の扶助を受けているだけでは非課税となりません。） その年の1月1日現在で未成年者又は障がい者等（障がい者、ひとり親または寡婦 P.13参照） 前年の合計所得金額が、次の計算式で求めた金額以下の人 $28万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 10万円 + 17万円$ ※17万円の加算は、同一生計配偶者または扶養親族を有する場合に限り適用されます。また、扶養親族の数には16歳未満の年少扶養親族の人数を含みます。 																															
	<p>《上記計算式より求めた限度額の一覧表》 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">扶養人数</th> <th rowspan="2">所得</th> <th rowspan="2">給与収入</th> <th colspan="2">年金収入</th> </tr> <tr> <th>65歳未満</th> <th>65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>380,000</td> <td>930,000</td> <td>980,000</td> <td>1,480,000</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>830,000</td> <td>1,380,000</td> <td>1,473,333</td> <td>1,930,000</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>1,110,000</td> <td>1,683,999</td> <td>1,846,667</td> <td>2,210,000</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>1,390,000</td> <td>2,100,000</td> <td>2,220,000</td> <td>2,490,000</td> </tr> <tr> <td>本人が障がい者等</td> <td>1,350,000</td> <td>2,043,999</td> <td>2,166,667</td> <td>2,450,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※扶養4人以上の場合は省略しています。</p>	扶養人数	所得	給与収入	年金収入		65歳未満	65歳以上	0人	380,000	930,000	980,000	1,480,000	1人	830,000	1,380,000	1,473,333	1,930,000	2人	1,110,000	1,683,999	1,846,667	2,210,000	3人	1,390,000	2,100,000	2,220,000	2,490,000	本人が障がい者等	1,350,000	2,043,999	2,166,667
扶養人数	所得				給与収入	年金収入																										
		65歳未満	65歳以上																													
0人	380,000	930,000	980,000	1,480,000																												
1人	830,000	1,380,000	1,473,333	1,930,000																												
2人	1,110,000	1,683,999	1,846,667	2,210,000																												
3人	1,390,000	2,100,000	2,220,000	2,490,000																												
本人が障がい者等	1,350,000	2,043,999	2,166,667	2,450,000																												
所得割が かからない人	<ul style="list-style-type: none"> 前年の総所得金額等の金額が、次の計算式で求めた金額以下の人 $35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 10万円 + 32万円$ ※32万円の加算は、同一生計配偶者または扶養親族を有する場合に限り適用されます。また、扶養親族の数には16歳未満の年少扶養親族の人数を含みます。 																															
	<p>《上記計算式より求めた限度額の一覧表》 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">扶養人数</th> <th rowspan="2">所得</th> <th rowspan="2">給与収入</th> <th colspan="2">年金収入</th> </tr> <tr> <th>65歳未満</th> <th>65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>450,000</td> <td>1,000,000</td> <td>1,050,000</td> <td>1,550,000</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>1,120,000</td> <td>1,700,000</td> <td>1,860,000</td> <td>2,220,000</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>1,470,000</td> <td>2,215,999</td> <td>2,326,667</td> <td>2,570,000</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>1,820,000</td> <td>2,715,999</td> <td>2,793,334</td> <td>2,920,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※扶養4人以上の場合は省略しています。</p>	扶養人数	所得	給与収入	年金収入		65歳未満	65歳以上	0人	450,000	1,000,000	1,050,000	1,550,000	1人	1,120,000	1,700,000	1,860,000	2,220,000	2人	1,470,000	2,215,999	2,326,667	2,570,000	3人	1,820,000	2,715,999	2,793,334	2,920,000				
扶養人数	所得				給与収入	年金収入																										
		65歳未満	65歳以上																													
0人	450,000	1,000,000	1,050,000	1,550,000																												
1人	1,120,000	1,700,000	1,860,000	2,220,000																												
2人	1,470,000	2,215,999	2,326,667	2,570,000																												
3人	1,820,000	2,715,999	2,793,334	2,920,000																												

〈課税の有無と扶養の可否〉

例えば、パート・アルバイトでお勤めの場合で、基礎控除以外の所得控除のない方が非課税となる範囲及び税法上の被扶養者になれる範囲は下記のようになります。

令和4年中の給与収入	市民税・道民税		所得税	被扶養者
	均等割	所得割		
93万円以下	かからない	かからない	かからない	なれる
93万円超～ 100万円以下	かかる	かからない	かからない	なれる
100万円超～ 103万円以下	かかる	かかる	かからない	なれる
103万円超	かかる	かかる	かかる	なれない

※この事例の所得控除は基礎控除のみで設定しています。

ウ 均等割

個人の市民税・道民税の均等割は、所得金額の多少にかかわらず、年額5,000円（市民税3,500円・道民税1,500円）です。

※上記には、東日本大震災に伴う復旧・復興に関し、地域の防災に役立てるための臨時的な税制上の措置として、平成26年度から令和5年度までの間、道民税・市民税の均等割にそれぞれ年額500円が加算されています。

エ 所得割

個人の市民税・道民税の所得割は、個人の所得に応じて負担するもので、その税額は、一般に次の計算式（市民税は6%、道民税は4%の税率）によって求められます。

$$\text{所得割額} = \frac{\text{課税総所得金額}}{(\text{総所得金額} - \text{所得控除額})} \times \text{税率} - \text{税額控除}$$

→P.6～8

- ・給与所得
- ・年金雑所得
など

→P.11～15

- ・医療費控除
- ・社会保険料控除
- ・配偶者控除 など

→P.16～18

- ・住宅借入金等特別税額控除
- ・寄附金税額控除 など

オ 所得金額の計算

所得割の税額計算の基礎は所得金額です。所得金額は、所得の種類に応じて、前年中の収入金額から必要経費を差し引いて計算されます。

なお、市民税は、前年中の所得を基準として計算されますので、例えば令和5年度の市民税では、令和4年中の所得金額が基準となります。

・所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類			所得金額の計算方法
1	利子所得	公債、社債、預貯金等の利子	(収入金額) = (利子所得の金額)
2	配当所得	株式や出資の配当等	(収入金額) - (株式等の元本取得のために要した負債の利子) = (配当所得の金額)
3	不動産所得	地代、家賃、権利金等	(総収入金額) - (必要経費) = (不動産所得の金額)
4	事業所得	事業をしている場合に生じる所得	(総収入金額) - (必要経費) = (事業所得の金額)
5	給与所得	給与、賞与、賃金等	(収入金額) - (給与所得控除額または特定支出控除額) = (給与所得の金額) → P.7 参照
6	退職所得	退職金、一時恩給等	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 = (退職所得の金額) *
7	山林所得	山林を売った場合に生じる所得	(総収入金額) - (必要経費) - (特別控除額) = (山林所得の金額) *
8	譲渡所得	土地・建物等の資産を売った場合に生じる所得	(総収入金額) - (資産の取得価額・譲渡費用等の経費) - (特別控除額) = (譲渡所得の金額) *
9	一時所得	賞金、懸賞当選金、生命保険の満期返戻金等一時的に生じる所得	(収入金額) - (必要経費) - (特別控除額) = (一時所得の金額)
10	雑所得	公的年金、原稿料等他の所得にあてはまらない所得や本業とは別の副業や兼業の所得	(次の①と②の合計額) = (雑所得の金額) ① (公的年金等の収入金額) - (公的年金等控除額) → P.8 参照 ② ((①を除く雑所得の総収入金額) - (必要経費))

※「退職所得」や「山林所得」、土地・建物等の「譲渡所得」については、課税方法・税率が異なります。詳しくはP.19～20を参照ください。

※上場株式等の配当所得および譲渡所得について、所得税等の確定申告とは別に市・道民税申告書を納税通知書等が送達されるときまでに提出することにより、所得税と異なる課税方式を選択できる場合があります(例：所得税は総合課税、市・道民税は申告不要制度)。令和6年度からは選択不可となり、所得税と同じ課税方式になります。

• 非課税所得について

次のような所得は、収入金額にかかわらず非課税とされていることから、個人市民税の課税対象とはなりません。

<代表的な非課税所得>

- 傷病者や遺族等が受け取る恩給や年金
- 給与所得者の出張旅費、通勤手当（通勤距離に応じ、一定の限度額までとなります）
- 損害保険料、損害賠償金、慰謝料等
- 雇用保険失業給付（いわゆる失業保険）
- 災害支援金、災害見舞金

• 給与所得について

給与所得は、必要経費にかわるものとして、次の表のとおり給与収入金額に応じた給与所得控除額を、給与収入金額から差し引いて求めます。

$$\text{給与所得} = \text{給与収入金額} - \text{給与所得控除額}$$

給与所得額の簡易計算表（速算表）

給与収入金額	所得金額	
～ 550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	収入金額－550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4 (千円未満の端数切捨) = _____,000円・・・A	A×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円		A×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円		A×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円（1円未満の端数切捨）	
8,500,000円～	収入金額－1,950,000円 ※一定の条件満たす場合には所得金額調整控除が適用されます	

• 公的年金等の控除について

公的年金等の所得は、次の表のとおり公的年金等の収入金額の合計額に応じた公的年金等控除額を、公的年金収入金額から差し引いて求めます。

$$\text{雑所得（公的年金）の金額} = \text{公的年金収入金額} - \text{公的年金等控除額}$$

公的年金等所得額の簡易計算表（令和5年度用の速算表）

• 65歳未満（S33.1.2以後に生まれた方）※1円未満の端数切捨

公的年金等の 収入金額の合計額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
～1,299,999 円	収入金額－ 600,000 円	収入金額－ 500,000 円	収入金額－ 400,000 円
1,300,000 円～ 4,099,999 円	収入金額 × 0.75－ 275,000 円	収入金額 × 0.75－ 175,000 円	収入金額 × 0.75－ 75,000 円
4,100,000 円～ 7,699,999 円	収入金額 × 0.85－ 685,000 円	収入金額 × 0.85－ 585,000 円	収入金額 × 0.85－ 485,000 円
7,700,000 円～ 9,999,999 円	収入金額 × 0.95－ 1,455,000 円	収入金額 × 0.95－ 1,355,000 円	収入金額 × 0.95－ 1,255,000 円
10,000,000 円～	収入金額－ 1,955,000 円	収入金額－ 1,855,000 円	収入金額－ 1,755,000 円

※給与所得および公的年金雑所得があり一定の条件満たす場合には所得金額調整控除（P.9参照）が適用されます

• 65歳以上（S33.1.1以前に生まれた方）※1円未満の端数切捨

公的年金等の 収入金額の合計額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
～3,299,999 円	収入金額－ 1,100,000 円	収入金額－ 1,000,000 円	収入金額－ 900,000 円
3,300,000 円～ 4,099,999 円	収入金額 × 0.75－ 275,000 円	収入金額 × 0.75－ 175,000 円	収入金額 × 0.75－ 75,000 円
4,100,000 円～ 7,699,999 円	収入金額 × 0.85－ 685,000 円	収入金額 × 0.85－ 585,000 円	収入金額 × 0.85－ 485,000 円
7,700,000 円～ 9,999,999 円	収入金額 × 0.95－ 1,455,000 円	収入金額 × 0.95－ 1,355,000 円	収入金額 × 0.95－ 1,255,000 円
10,000,000 円～	収入金額－ 1,955,000 円	収入金額－ 1,855,000 円	収入金額－ 1,755,000 円

※給与所得および公的年金雑所得があり一定の条件満たす場合には所得金額調整控除（P.9参照）が適用されます

・所得金額調整控除について

次の(1)、(2)に該当する場合には、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。両方に該当する場合は(1)の控除後に(2)の金額を控除します

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合

- (ア) 本人が特別障害者に該当する
- (イ) 年齢が23歳未満の扶養親族がいる
- (ウ) 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる

$$\text{所得金額調整控除} = \left[\begin{array}{l} \text{給与の収入額金額} \\ \text{(1,000万円超の場合は1,000万円)} \end{array} - 850 \text{万円} \right] \times 10\%$$

※1円未満の端数がある場合にはその端数を切り上げます

(2) 給与所得および公的年金等に係る雑所得（年金所得）の双方の金額があり、その合計額が10万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除} = \left[\begin{array}{l} \text{給与所得} \\ \text{(10万円を超える場合は10万円)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{年金所得} \\ \text{(10万円を超える場合は10万円)} \end{array} \right] - 10 \text{万円}$$

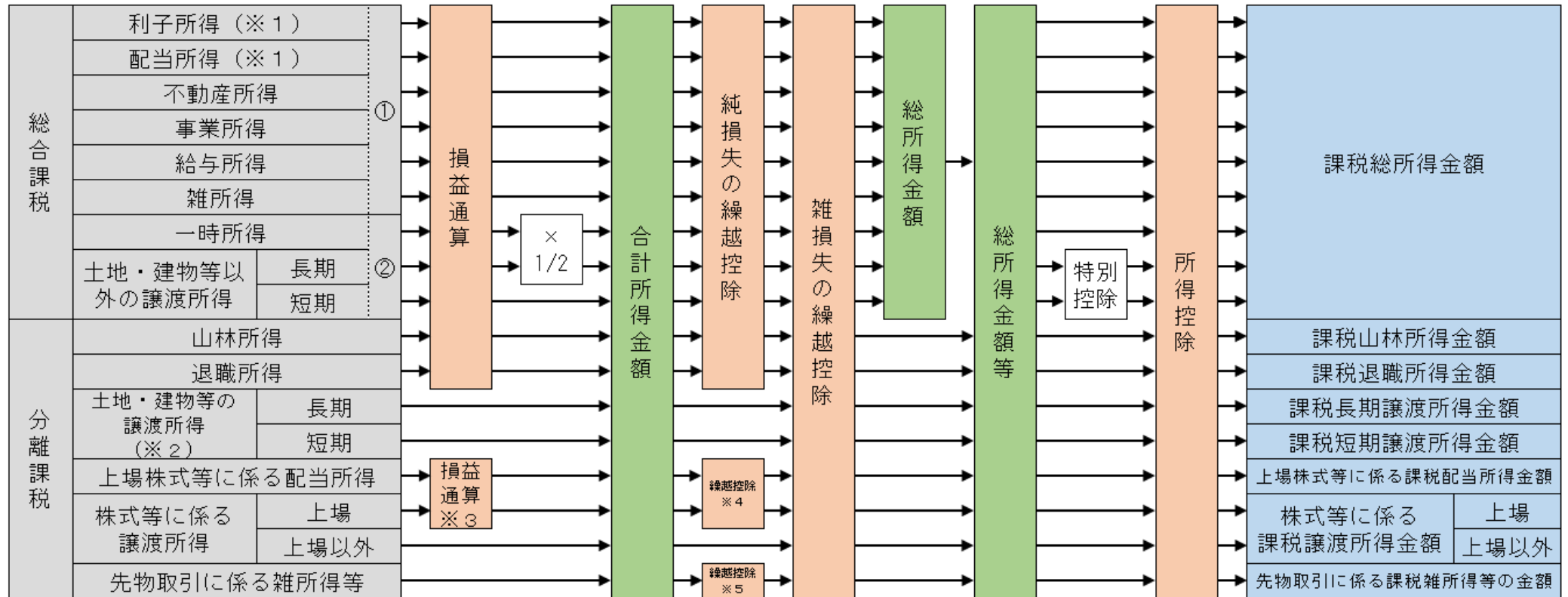
・合計所得金額、総所得金額、総所得金額等について

個人の市民税・道民税の計算に用いられるものとして「合計所得金額」、「総所得金額」、「総所得金額等」があります。いずれも所得の合計額を示す言葉ですが、税法上では意味合いが異なり、まとめると下記のとおりとなります。

合計所得金額	純損失・雑損失の繰越控除前の「総所得金額等」
総所得金額	純損失・雑損失の繰越控除後の「総合所得」 ※総合所得 利子所得 + 配当所得 + 不動産所得 + 事業所得 + 給与所得 + 雑所得 + 一時所得 + 土地・建物等以外の譲渡所得
総所得金額等	純損失・雑損失の繰越控除後の「総合所得 + 分離所得」 ※分離所得 土地・建物等の譲渡所得 + 上場株式等に係る配当所得 + 株式等に 係る譲渡所得 + 先物取引に係る雑所得等 + 山林所得 + 退職所得

「合計所得金額」、「総所得金額」、「総所得金額等」の関係図にあっては、次のページを参照してください。

合計所得金額、総所得金額、総所得金額等の関係図



- ※1 源泉分離課税の適用を受けているものを除く。
- ※2 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失がある場合は、損益通算及び繰越控除の適用を受けることができる。
- ※3 上場株式等に係る譲渡損失が生じた場合は、その年分の上場株式等に係る配当所得と損益通算ができる。
- ※4 過去3年間で※3にて控除しきれない損失がある場合は、繰越控除ができる。
- ※5 過去3年間で先物取引に係る雑所得金額等に損失がある場合は、繰越控除ができる。

①・②については、損益通算の場合のグループを表示している。

- 【合計所得金額で判定するもの】
- ・均等割の非課税限度額
 - ・障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の非課税限度額
 - ・扶養控除、配偶者特別控除の所得判定
 - ・配偶者特別控除の所得1,000万円超の判定
 - ・寡婦、ひとり親控除の所得要件（500万円以下）の判定

- 【総所得金額等で判定するもの】
- ・所得割の非課税限度額
 - ・雑損控除
 - ・医療費控除
 - ・寄附金控除

カ 所得控除の種類

所得控除は、災害や病気等による出費があるかどうか、配偶者や親族を扶養しているかどうか等、納税義務者の個人的な負担や事情を考慮するものであり、所得金額から所得控除額を差し引くことで、税金の計算に反映させて課税対象となる所得金額を減らせるものです。

控除の種類と控除額は下記の表となります。

種 類		控 除 額
1	雑損控除	前年中に災害等により資産について損失を受けた場合、次のいずれか多い金額 ①(損失の金額-保険等により補填された額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出の金額-5万円
2	医療費控除	次のいずれかを選択 ①従来の医療費控除(控除限度額200万円) 前年中に納税義務者や生計を一にする親族のために医療費を支払った場合 (医療費-保険等により補填された額)-{(総所得金額等×5%)または10万円のいずれか低い額} ②セルフメディケーション税制【医療費特例控除】(控除限度額88,000円) 前年中に健康の維持増進及び疾病の予防の取組として一定の取組 ^{※1} を行った納税義務者が、納税義務者や生計を一にする親族のためにスイッチOTC医薬品 ^{※2} を購入した場合 (医薬品購入額-保険等により補填された額)-12,000円 ※1 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診 ※2 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品 対象となる医薬品の多くに「セルフメディケーション 税 控除対象」のマークがついています。
3	社会保険料控除	前年中に社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、その他社会保険等の任意継続保険料)を支払った場合、その支払額の金額
4	小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済法による契約の掛金(旧第二種共済契約を除く。)、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合、その支払額の金額

種 類		控 除 額				
5★	生命保険料 控 除	前年中に生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料を支払った場合、下記①②③の順に算出した額				
		① 旧契約（平成23年12月31日以前の保険契約）				
		a 生命保険料、 b 個人年金保険料		} それぞれを下記のとおり算出		
		保険料支払額		控除額		
		1円～15,000円		保険料支払額の全額		
		15,001円～40,000円		保険料支払額×0.5+7,500円		
		40,001円～70,000円		保険料支払額×0.25+17,500円		
		70,001円～		35,000円		
		② 新契約（平成24年1月1日以降の保険契約）				
		c 生命保険料 d 個人年金保険料 e 介護医療保険料		} それぞれを下記のとおり算出		
保険料支払額		控除額				
1円～12,000円		保険料支払額の全額				
12,001円～32,000円		保険料支払額×0.5+6,000円				
32,001円～56,000円		保険料支払額×0.25+14,000円				
56,001円～		28,000円				
③ ①・②で算出した額の合計【(a+c) + (b+d) + e】が所得控除額になります。ただし、それぞれ下記の上限額があり、また合計にも上限額があります。（上限70,000円）						
		旧契約のみ	新契約のみ	両方		
生命保険料		35,000円(a)	28,000円(c)	28,000円(a+c)		
個人年金保険料		35,000円(b)	28,000円(d)	28,000円(b+d)		
介護医療保険料		—	28,000円(e)	—		
6★	地震保険料 控 除	前年中に地震保険料や旧長期損害保険料を支払った場合				
		保険料支払額		控除額		
		地震保険料	50,001円～50,000円		支払額×0.5	
			50,001円～		25,000円	
		旧長期損害 保険料	50,000円～15,000円		支払額の全額	
			.5,001円～15,000円		支払額×0.5+2,500円	
			15,001円～		10,000円	
地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払った場合は上記表で算出した額の合計額（限度額25,000円）が控除額になります。						

種 類		控 除 額												
7☆	障害者控除	<p>① 障がい者である納税義務者、同一生計配偶者、扶養親族1人につき26万円 ただし、その障がい者が特別障害者に該当する場合…30万円</p> <p>② 同一生計配偶者または扶養親族が、納税義務者または納税義務者と生計を一にしている親族と同居している特別障害者である場合…53万円</p> <p>※障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害者控除の対象</th> <th>特別障害者控除の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者手帳3級～6級</td> <td>身体障害者手帳1級・2級</td> </tr> <tr> <td>療育手帳B</td> <td>療育手帳A</td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳2級・3級</td> <td>精神障害者保健福祉手帳1級</td> </tr> </tbody> </table> <p>※要介護認定（要介護1～5）を受けている65歳以上の方で、心身の状況により高齢者支援課から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた場合も障害者控除又は特別障害者控除の適用を受けることができます。</p> <p>〈障害者控除対象者認定書の発行に関してのお問い合わせ先〉 高齢者支援課 TEL：0133-72-7017</p>	障害者控除の対象	特別障害者控除の対象	身体障害者手帳3級～6級	身体障害者手帳1級・2級	療育手帳B	療育手帳A	精神障害者保健福祉手帳2級・3級	精神障害者保健福祉手帳1級				
障害者控除の対象	特別障害者控除の対象													
身体障害者手帳3級～6級	身体障害者手帳1級・2級													
療育手帳B	療育手帳A													
精神障害者保健福祉手帳2級・3級	精神障害者保健福祉手帳1級													
8☆	寡婦控除 ひとり親控除	<p>納税義務者が寡婦またはひとり親である場合で下記の共通要件を満たす場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>要件</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通要件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 納税義務者の合計所得金額が500万円以下であること 本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと※ <p>※本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人とは、次の人を言います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人が住民票に世帯主と記載されている場合、同一世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄として、世帯主の未届の夫または未届の妻等、これらと同一の内容である旨の記載をされた人。 本人以外が住民票に世帯主と記載されている場合、住民票に世帯主との続柄として、世帯主の未届の夫または未届の妻等、これらと同一の内容である旨の記載をされている人。 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>寡婦</td> <td> <p>下記のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 夫と死別した方、または夫の生死が不明な方 夫と離婚した方で扶養親族を有する方 </td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>ひとり親</td> <td>現に婚姻されていない方または配偶者の生死が不明な方で、生計を一にする子（総所得金額48万円以下に限る。）を有すること。</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table>		要件	控除額	共通要件	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者の合計所得金額が500万円以下であること 本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと※ <p>※本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人とは、次の人を言います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人が住民票に世帯主と記載されている場合、同一世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄として、世帯主の未届の夫または未届の妻等、これらと同一の内容である旨の記載をされた人。 本人以外が住民票に世帯主と記載されている場合、住民票に世帯主との続柄として、世帯主の未届の夫または未届の妻等、これらと同一の内容である旨の記載をされている人。 		寡婦	<p>下記のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 夫と死別した方、または夫の生死が不明な方 夫と離婚した方で扶養親族を有する方 	26万円	ひとり親	現に婚姻されていない方または配偶者の生死が不明な方で、生計を一にする子（総所得金額48万円以下に限る。）を有すること。	30万円
	要件	控除額												
共通要件	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者の合計所得金額が500万円以下であること 本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと※ <p>※本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人とは、次の人を言います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人が住民票に世帯主と記載されている場合、同一世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄として、世帯主の未届の夫または未届の妻等、これらと同一の内容である旨の記載をされた人。 本人以外が住民票に世帯主と記載されている場合、住民票に世帯主との続柄として、世帯主の未届の夫または未届の妻等、これらと同一の内容である旨の記載をされている人。 													
寡婦	<p>下記のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 夫と死別した方、または夫の生死が不明な方 夫と離婚した方で扶養親族を有する方 	26万円												
ひとり親	現に婚姻されていない方または配偶者の生死が不明な方で、生計を一にする子（総所得金額48万円以下に限る。）を有すること。	30万円												
9☆	勤労学生控除	<p>納税義務者が学生で、前年の合計所得金額が75万円以下、かつ給与所得以外の所得金額が10万円以下の場合…26万円</p> <p>※勤労学生控除には年齢制限の要件はありません。</p>												

種 類		控 除 額																																																																											
10☆	配偶者控除 および 配偶者特別 控 除	納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であり、生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族または事業専従者を除く)の合計所得が以下の表にあてはまる場合																																																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額 (給与所得のみの場合の給与等の収入金額)</th> <th rowspan="2">扶養 該当</th> </tr> <tr> <th>900万円以下 (1,095万円以下)</th> <th>900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)</th> <th>950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>一般控除対象配偶者 (S28.1.2以降生まれ)</td> <td rowspan="2">48万円 以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者 (S28.1.1以降生まれ)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">配偶者特別 控除</td> <td colspan="2">48万円超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td rowspan="2">11万円</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>					配偶者の合計所得金額			納税義務者の合計所得金額 (給与所得のみの場合の給与等の収入金額)			扶養 該当	900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	配偶者控除	一般控除対象配偶者 (S28.1.2以降生まれ)	48万円 以下	33万円	22万円	11万円	○	老人控除対象配偶者 (S28.1.1以降生まれ)	38万円	26万円	13万円	○	配偶者特別 控除	48万円超100万円以下		33万円	22万円	11万円	×	100万円超105万円以下		31万円	21万円	×	105万円超110万円以下		26万円	18万円	9万円	×	110万円超115万円以下		21万円	14万円	7万円	×	115万円超120万円以下		16万円	11万円	6万円	×	120万円超125万円以下		11万円	8万円	4万円	×	125万円超130万円以下		6万円	4万円	2万円	×	130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円	×	
		配偶者の合計所得金額			納税義務者の合計所得金額 (給与所得のみの場合の給与等の収入金額)					扶養 該当																																																																			
					900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)																																																																						
		配偶者控除	一般控除対象配偶者 (S28.1.2以降生まれ)	48万円 以下	33万円	22万円	11万円	○																																																																					
			老人控除対象配偶者 (S28.1.1以降生まれ)		38万円	26万円	13万円	○																																																																					
		配偶者特別 控除	48万円超100万円以下		33万円	22万円	11万円	×																																																																					
			100万円超105万円以下		31万円	21万円		×																																																																					
			105万円超110万円以下		26万円	18万円	9万円	×																																																																					
			110万円超115万円以下		21万円	14万円	7万円	×																																																																					
115万円超120万円以下			16万円	11万円	6万円	×																																																																							
120万円超125万円以下			11万円	8万円	4万円	×																																																																							
125万円超130万円以下			6万円	4万円	2万円	×																																																																							
130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円	×																																																																								
<p>※配偶者が扶養に該当しない場合は非課税判定の人数に含まないほか、障がい者であっても(特別)障害者控除の対象とはなりません。</p> <p>※所得金額調整控除(P9)の適用がある場合には、上記表のかっこ書きについて、その金額に15万円を加算します。</p>																																																																													
11☆	扶養控除	扶養親族の合計所得金額が48万以下の場合																																																																											
		①一般(H19.1.1以前生まれで次の②~④以外)の扶養親族の場合	33万円																																																																										
		②特定扶養親族(H12.1.2~H16.1.1生まれ)の場合	45万円																																																																										
		③老人扶養親族(S28.1.1以前生まれ)の場合	38万円																																																																										
		④同居老親等扶養親族の場合	45万円																																																																										
※16歳未満(H19.1.2以後生まれ)は扶養控除の適用にはなりません、非課税の算定に必要な扶養人数には含めます(P.4参照)。																																																																													
12☆	基礎控除	本人の合計所得金額		控除額																																																																									
		2,400万円以下		43万円																																																																									
		2,400万円超2,450万円以下		29万円																																																																									
		2,450万円超2,500万円以下		15万円																																																																									
		2,500万円超		適用なし																																																																									

※前頁の7~11の控除については、令和4年12月31日現在の状況によって判定します。ただし、親族等が前年中に死亡しているときは、その死亡時の現況によって判定します。

※前頁の1~12までの★と☆がついている控除は「市民税・道民税」と「所得税」での控除額が異なります。☆がついている控除はまとめて人的控除といい、「市民税・道民税」と「所得税」の人的控除額の差(P.15)を税額控除のうちの調整控除(P.16)の算定に使用します。

「市民税・道民税」と「所得税」の人的控除額の差一覧表

控除の種類	控除の分類		市道民税 控除額	所得税 控除額	控除額の 差
障害者控除	普通障害者		26万円	27万円	1万円
	特別障害者		30万円	40万円	10万円
	同居特別障害者		53万円	75万円	22万円
寡婦控除			26万円	27万円	1万円
ひとり親控除	母		30万円	35万円	5万円
	父		30万円	35万円	1万円
勤労学生控除			26万円	27万円	1万円
配偶者控除	納税義務者の合計所得				
	一般配偶者	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		900万円超950万円以下	22万円	26万円	4万円
		950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
	老人配偶者	900万円以下	38万円	48万円	10万円
		900万円超950万円以下	26万円	32万円	6万円
950万円超1,000万円以下		13万円	16万円	3万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得	納税義務者の合計所得			
	48万円超 50万円未満	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		900万円超950万円以下	22万円	26万円	4万円
		950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
	50万円以上 55万円未満	900万円以下	33万円	38万円	3万円
		900万円超950万円以下	22万円	26万円	2万円
		950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	1万円
55万円以上	配偶者の合計所得金額が55万円以上の場合は調整控除の対象とはなりません。				
扶養控除	一般扶養		33万円	38万円	5万円
	特定扶養		45万円	63万円	18万円
	老人扶養		38万円	48万円	10万円
	同居老親等扶養		45万円	58万円	13万円
基礎控除	納税義務者の合計所得				
	2,400万円以下		43万円	48万円	5万円
	2,400万円超2,450万円以下		29万円	32万円	
	2,450万円超2,500万円以下		15万円	16万円	
	2,500万円超		適用無し		

キ 税額控除

税額控除とは、課税所得金額に税率を乗じて求めた税額から一定の金額を差し引くものです。

控除の種類		控除の内容																																					
1	調整控除 (所得税との人的控除額の差)	<p>市民税・道民税と所得税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する控除であり、次の計算により求めた金額を控除します。 調整控除は合計所得金額が2,500万円以下の方のみ該当されます。</p> <p>①合計課税所得金額*が200万円以下の場合、アまたはイのいずれか少ない金額の5% (市民税3%、道民税2%)</p> <p>ア 人的控除額の差の合計額 (P.15参照) イ 合計課税所得金額*</p> <p>②合計課税所得金額*が200万円を超える場合、ウからエを控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の5% (市民税3%、道民税2%)</p> <p>ウ 人的控除額の差の合計額 (P.15参照) エ 合計課税所得金額*から200万円を控除した額</p> <p>*合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、分離課税に係る課税所得金額は含まれません。</p>																																					
2	調整額 (市民税・道民税の所得割非課税措置)	<p>所得割額の非課税措置 (P.4参照) に伴い、非課税基準の金額を若干上回る所得の方に対して、その所得から市民税・道民税所得割額の算出税額を引いた後の所得金額が非課税基準の金額を下回ることはないよう税額を減額する調整措置があります。計算式は次のとおりです。</p> <p>① $35万円 \times (\text{税法上の扶養人数} + 1) + 10万円 + 32万円$ ② (総所得金額等 - 算出所得割額)</p> <p>上記①から②を差し引いた金額が調整額になります。 ※税法上の扶養者がいない場合は①は35万円になります。 ※調整額が0やマイナスとなった場合には該当しません。</p>																																					
3	配当控除	<p>株式の配当等の配当所得があるときは、その金額に下記表の率を乗じた額を控除します。 ただし、分離課税を選択した場合は適用されません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">課税所得金額</th> <th colspan="2">1,000万円以下の部分</th> <th colspan="2">1,000万円超の部分</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>市民税</th> <th>道民税</th> <th>市民税</th> <th>道民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">利益の配当等</td> <td colspan="2"></td> <td>1.6%</td> <td>1.2%</td> <td>0.8%</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">証券 投資 信託 等</td> <td>外貨建等証券 投資信託以外</td> <td colspan="2"></td> <td>0.8%</td> <td>0.6%</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>外貨建等証券 投資信託</td> <td colspan="2"></td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.2%</td> <td>0.15%</td> </tr> </tbody> </table>	種類		課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分				市民税	道民税	市民税	道民税	利益の配当等				1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	証券 投資 信託 等	外貨建等証券 投資信託以外			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	外貨建等証券 投資信託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
種類		課税所得金額			1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分																																
				市民税	道民税	市民税	道民税																																
利益の配当等				1.6%	1.2%	0.8%	0.6%																																
証券 投資 信託 等	外貨建等証券 投資信託以外			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%																																
	外貨建等証券 投資信託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%																																
4	配当割額控除 または 株式等譲渡所得割額控除	<p>一定の上場株式等の配当等の所得または源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得に対しては、道府県民税株式配当割として、他の所得と区分して5% (市民税3%、道民税2%) の税率による分離課税が行われます。 すでに源泉徴収をされているため、申告をしなくてもよいことになっていますが、申告した場合は市・道民税の所得割として課税され、市・道民税の所得割額から控除されます。</p>																																					

控除の種類	控除の内容																																				
5	<p data-bbox="571 259 1434 327">原則、次の①と②のいずれか少ない金額を所得割額から控除します（控除割合は、市民税3/5、道民税2/5）。</p> <p data-bbox="555 367 1434 434">①前年分の所得税での住宅借入金等特別控除額（可能額）のうち所得税で控除しきれなかった額</p> <p data-bbox="555 441 951 472">②以下の方法により算出した額</p> <table border="1" data-bbox="579 477 1434 862"> <thead> <tr> <th></th> <th>居住時期</th> <th>算出方法</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>平成21年1月～平成26年3月</td> <td>所得税の課税総所得金額等^{※1} × 5%（最高9.75万円）</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>平成26年4月～令和元年9月</td> <td>所得税の課税総所得金額等 × 7%（最高13.65万円）^{※2}</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>令和元年10月～令和2年12月</td> <td>所得税の課税総所得金額等 × 7%（最高13.65万円）^{※3}</td> <td>13年</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>令和3年1月～令和4年12月</td> <td>所得税の課税総所得金額等 × 7%（最高13.65万円）^{※3 ※4}</td> <td>13年</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>令和4年1月～令和7年12月</td> <td>所得税の課税総所得金額等 × 5%（最高9.75万円）^{※5}</td> <td>※6</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="555 936 1434 1003">※1 課税総所得金額等とは、所得控除後の課税所得金額、課税山林所得金額の合計額で、分離課税に係る課税所得金額は含みません。</p> <p data-bbox="555 1010 1434 1077">※2 この金額は、住宅に適用される消費税率が8%又は10%である場合の金額です。それ以外の場合は、①の算出方法と同じです。</p> <p data-bbox="555 1084 1434 1151">※3 この金額は、消費税率が10%で購入した方の金額です。それ以外の場合は、①の算出方法と同じです。</p> <p data-bbox="555 1158 1434 1247">※4 注文住宅は令和2年10月～令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月～令和3年11月末までに契約を締結している必要があります。それ以外の場合は、①の算出方法と同じです。</p> <p data-bbox="555 1254 1434 1321">※5 令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅に関しては、一定の省エネ基準に適合しているものに限ります。</p> <p data-bbox="555 1328 1434 1350">※6 次の表のとおり、住宅の種類によって控除期間が異なります。</p> <table border="1" data-bbox="619 1355 1398 1525"> <thead> <tr> <th>住宅の種類</th> <th>令和4～5年入居</th> <th>令和6～7年入居</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一定の省エネ基準を満たす新築住宅等</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">13年</td> </tr> <tr> <td>その他の新築住宅等</td> <td style="text-align: center;">13年</td> <td style="text-align: center;">10年^{※7}</td> </tr> <tr> <td>既存住宅</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">10年</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="555 1532 1434 1599">※7 令和5年末までに新築の建築確認を受けた住宅に令和6～7年に入居する場合を指します。</p>		居住時期	算出方法	控除期間	①	平成21年1月～平成26年3月	所得税の課税総所得金額等 ^{※1} × 5%（最高9.75万円）	10年	②	平成26年4月～令和元年9月	所得税の課税総所得金額等 × 7%（最高13.65万円） ^{※2}	10年	③	令和元年10月～令和2年12月	所得税の課税総所得金額等 × 7%（最高13.65万円） ^{※3}	13年	④	令和3年1月～令和4年12月	所得税の課税総所得金額等 × 7%（最高13.65万円） ^{※3 ※4}	13年	⑤	令和4年1月～令和7年12月	所得税の課税総所得金額等 × 5%（最高9.75万円） ^{※5}	※6	住宅の種類	令和4～5年入居	令和6～7年入居	一定の省エネ基準を満たす新築住宅等	13年		その他の新築住宅等	13年	10年 ^{※7}	既存住宅	10年	
	居住時期	算出方法	控除期間																																		
①	平成21年1月～平成26年3月	所得税の課税総所得金額等 ^{※1} × 5%（最高9.75万円）	10年																																		
②	平成26年4月～令和元年9月	所得税の課税総所得金額等 × 7%（最高13.65万円） ^{※2}	10年																																		
③	令和元年10月～令和2年12月	所得税の課税総所得金額等 × 7%（最高13.65万円） ^{※3}	13年																																		
④	令和3年1月～令和4年12月	所得税の課税総所得金額等 × 7%（最高13.65万円） ^{※3 ※4}	13年																																		
⑤	令和4年1月～令和7年12月	所得税の課税総所得金額等 × 5%（最高9.75万円） ^{※5}	※6																																		
住宅の種類	令和4～5年入居	令和6～7年入居																																			
一定の省エネ基準を満たす新築住宅等	13年																																				
その他の新築住宅等	13年	10年 ^{※7}																																			
既存住宅	10年																																				

控除の種類		控除の内容																						
6	寄附金税額控除	<p>次の①と②の合計額を控除します。</p> <p>①基本控除額</p> <table border="1"> <tr> <td>算出方法</td> <td>(控除対象寄附金の合計額[※]－2,000円)×10%</td> </tr> </table> <p>※総所得金額等の30%が上限</p> <p>②特例控除額</p> <p>都道府県・市区町村への寄附金(ふるさと納税)が2,000円を超える場合。市民税3/5、道民税2/5で、それぞれの所得割額の20%が特例控除の上限となっています。</p> <table border="1"> <tr> <td>算出方法</td> <td>(都道府県・市区町村への寄附金－2,000円)×(90%－寄附者に適用される所得税率^{※1})</td> </tr> </table> <p>※1 90%－寄附者に適用される所得税率表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額^{※2}から人的控除差^{※3}の合計額を控除した金額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円以上 195万円以下</td> <td>84.895%</td> </tr> <tr> <td>195万円超 330万円以下</td> <td>79.790%</td> </tr> <tr> <td>330万円超 695万円以下</td> <td>69.580%</td> </tr> <tr> <td>695万円超 900万円以下</td> <td>66.517%</td> </tr> <tr> <td>900万円超 1,800万円以下</td> <td>56.307%</td> </tr> <tr> <td>1,800万円超 4,000万円以下</td> <td>49.160%</td> </tr> <tr> <td>4,000万円超</td> <td>44.055%</td> </tr> <tr> <td>0円未満(課税山林所得及び課税退職所得を有しない場合)</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 P.17.5の住宅借入金等特別税額控除内の※1参照 ※3 P.15参照 ※令和元年6月1日以後、総務大臣より指定された自治体以外の自治体にされた寄附金は、特例控除の対象となりませんのでご注意ください。</p>	算出方法	(控除対象寄附金の合計額 [※] －2,000円)×10%	算出方法	(都道府県・市区町村への寄附金－2,000円)×(90%－寄附者に適用される所得税率 ^{※1})	課税総所得金額 ^{※2} から人的控除差 ^{※3} の合計額を控除した金額	割合	0円以上 195万円以下	84.895%	195万円超 330万円以下	79.790%	330万円超 695万円以下	69.580%	695万円超 900万円以下	66.517%	900万円超 1,800万円以下	56.307%	1,800万円超 4,000万円以下	49.160%	4,000万円超	44.055%	0円未満(課税山林所得及び課税退職所得を有しない場合)	90%
		算出方法	(控除対象寄附金の合計額 [※] －2,000円)×10%																					
算出方法	(都道府県・市区町村への寄附金－2,000円)×(90%－寄附者に適用される所得税率 ^{※1})																							
課税総所得金額 ^{※2} から人的控除差 ^{※3} の合計額を控除した金額	割合																							
0円以上 195万円以下	84.895%																							
195万円超 330万円以下	79.790%																							
330万円超 695万円以下	69.580%																							
695万円超 900万円以下	66.517%																							
900万円超 1,800万円以下	56.307%																							
1,800万円超 4,000万円以下	49.160%																							
4,000万円超	44.055%																							
0円未満(課税山林所得及び課税退職所得を有しない場合)	90%																							
7	外国税額控除	<p>外国で得た所得について、その国の所得税等を納めている時は、一定の方法により、その外国税額が税額から差し引かれます。</p>																						

・ふるさと納税ワンストップ特例について

確定申告の不要な給与所得者等が平成27年4月1日以降にふるさと納税を行った場合、確定申告を行わなくても所得税の還付額に相当する額が「申告特例控除額」として、寄附を行った年分の所得に対する個人住民税から控除を受けられる仕組みです。

《ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用するためには》

1. 確定申告を行わない
2. ふるさと納税先の自治体数が5団体以内
3. 各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出すること

※特例の適用申請後に転居により住所変更等、提出済の申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税を行った翌年の1月10日までに、ふるさと納税先の自治体へ変更届出書を提出してください。

なお、医療費控除や住宅借入金等特別控除などのために確定申告を行う場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用することができませんので、ふるさと納税の金額を寄附金税額控除の計算に含めて一緒に確定申告を行う必要があります。

ク 課税の特例について

・総合課税と分離課税

市民税・道民税の課税方法は、基本的には各種の所得金額を合計して税額計算をする「総合課税」制度が用いられていますが、他の所得と区分して「分離課税」の方法により課税する特例も設けられています。

総合課税…不動産所得、事業所得、給与所得、一時所得、雑所得、土地・建物・株式以外の譲渡所得

分離課税…利子所得、退職所得、山林所得、土地・建物の譲渡所得、株式の譲渡所得、先物取引の雑所得

※分離課税は、利子所得や退職所得のように、受けとった段階ですでに天引きで課税されている「源泉分離課税」と土地・建物の譲渡のように申告しなければいけない「申告分離課税」に分けられます。

・源泉分離課税について

(1) 利子所得の分離課税

利子所得等に対しては、道府県民税利子割として、利子等支払い払の際、他の所得と区分して5%（市民税3%、道民税2%）の税率によって求められます。また、この場合の徴収（特別徴収といいます）は、利子所得等支払いをする金融機関等が行います。

(2) 退職所得の分離課税

退職所得にかかる市民税・道民税の所得割額は、所得税と同様に退職手当等が支払われる際に差し引かれ、次の計算式（市民税6%、道民税4%の税率）によって求められます。

$$(\text{退職金額} - \text{退職所得控除}) \times 1/2 \times \text{税率} = \text{所得割額}$$

※退職手当が特定役員退職手当等※¹である場合、2分の1措置の適用はなく、また、短期退職手当等※²である場合も、退職所得控除額を控除した残額が300万円を超える部分については2分の1措置の適用はありません。300万円を超える場合は、別の計算式を使用します。

※1 特定役員退職手当等：役員等で、勤続年数5年以下である方が支払を受ける退職手当。

※2 短期退職手当等：金属年数5年以下である方が支払を受ける退職手当で、特定役員退職手当等ではないもの。

〈退職所得控除額の算出方法〉

勤続年数	退職所得控除
20年以下の場合	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年を超える場合	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

※障がい者になったことにより退職した場合、控除額に100万円が加算されます。

※勤続年数に、1年未満の端数がある場合は、これを切り上げます。

・申告分離課税について

(1) 山林所得の分離課税

山林所得金額にかかる市民税・道民税の所得割額は、他の所得と区分して市民税6%・道民税4%の税率による一律分離課税を行います。

(2) 土地・建物を譲渡したときの分離課税

土地や建物を譲渡した場合の所得は、他の所得と分離して、次の計算式によって税額の計算が行われます。

$$\begin{aligned} & \bullet \text{ 収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡経費}) - \text{特別控除} = \text{譲渡所得金額} \\ & \bullet \text{ 譲渡所得金額} \times \text{税率} = \text{譲渡所得の所得割額} \end{aligned}$$

区 分		税率（市民税）	税率（道民税）	
短期譲渡 所得金額	国または地方公共団体等に対する譲渡	3.0%	2.0%	
	上記以外の譲渡	5.4%	3.6%	
長期譲渡 所得金額	一般	一律	3.0%	2.0%
	優良住宅地 (令和2年度まで)	2千万円以下	2.4%	1.6%
		2千万円超	3.0%	2.0%
	居住用財産（所有期間 10年超）	6千万円以下	2.4%	1.6%
6千万円超		3.0%	2.0%	

※土地や建物の所有期間が、譲渡した年の1月1日現在で5年を超えるものは長期譲渡、5年以下のものは短期譲渡となります。

(3) 株式等に係る譲渡所得の分離課税

株式の譲渡所得については、他の所得と分離して次の税率で課税されます。

区 分	税率（市民税）	税率（道民税）
株式等に係る譲渡所得等	3.0%	2.0%

(4) 先物取引に係る雑所得等の所得の分離課税

先物取引による所得については、他の所得と分離して次の税率で課税されます。

区 分	税率（市民税）	税率（道民税）
先物取引に係る雑所得等	3.0%	2.0%

ケ 納税の方法

納税の方法は①普通徴収、②給与からの特別徴収（天引）、③公的年金からの特別徴収（天引）の三通りの方法があります。

①普通徴収

市から送付される納税通知書により通知された税額を納税者本人が納める方法です。通常年4回に分けて、納付書、口座振替またはスマートフォン決済により納めていただきます。

【普通徴収の納税通知書】

市民税・道民税 納税通知書 (課税対象年度 年度)

市民税・道民税額を次のとおり決定しましたので通知します。

お問い合わせ番号

1 市民税・道民税の合計年税額

合計年税額 (うち) の内訳

- ①給与からの特別徴収税額
- ②公的年金からの特別徴収税額
- ③普通徴収税額
- ④年税額への充当額

③普通徴収

期別	納期限	税額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円

普通徴収税額計

公的年金からの特別徴収 公的年金の支払いの際に、年金支払者が公的年金から徴収します。

徴収月	税額
4月	円
6月	円
10月	円
12月	円
2月	円

特別徴収税額計

徴収月	税額
4月	円
6月	円
8月	円

徴収者の名称
公的年金の種類

給与からの特別徴収 給与の支払いの際に、給与支払者が給与から徴収します。

月々の特別徴収(給与天引)による税額については、給与支払者に通知していますので「給与所得等に係る市民税・道民税特別徴収税額の決定通知書」を受け取りご確認ください。

市民税・道民税の計算基礎

I 所得・控除等の明細

所得の内訳	所得控除等の内訳
(給与収入)	基礎控除
給与所得	給与控除
(公的年金収入)	社会保険料控除
公的年金所得	生命保険料控除
その他雑所得	地震保険料控除
営業所得	障害・遺族(共)控除
農業所得	配偶者・扶養控除
不動産所得	配偶者特別控除
利子所得	基礎控除
配当所得	*所得控除等の合計*
譲渡・一時所得	課税標準額
損失の繰越控除	
総所得金額	総所得
分離短期譲渡所得	分離短期譲渡所得
分離長期譲渡所得	分離長期譲渡所得
株式等の譲渡所得	株式等の譲渡所得
先物取引所得	先物取引所得
山林・遺業所得	山林・遺業所得

II 税額明細

区分	税額控除の合計額	市民税税額控除額	道民税税額控除額
総所得	円	円	円
課税所得	円	円	円
調整控除	円	円	円
税額控除額	円	円	円
控除後の所得	円	円	円
所得控除	円	円	円
均等割額	円	円	円
合計年税額	円	円	円

税額の計算方法

所得控除

所得控除額 (5,000円)

所得控除合計額

税率

市民税 6%
道民税 4%

税額控除

- 寄附金税額控除
- 住宅借入金控除
- 調整控除
- など

均等割額

5,000円

市民税 3,500円
道民税 1,500円

合計年税額

市民税・道民税の合計額

納期や納付場所、口座振替の手続き方法などはP.59~61をご覧ください。

②給与からの特別徴収

事業主（給与支払者）が納税義務者に代わり、毎月の給与から個人住民税を差し引き（給与天引）、翌月10日までに納入していただく方法です。

税額については事業主に通知していますので、従業員の方は事業主より「給与所得等に係る市民税・道民税特別徴収税額の決定通知書」をお受け取りください。

【特別徴収税額の決定通知書】

年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

氏名	住所	生年月日	勤続年数

所得内訳表

所得の種類	所得額
給与所得	円
公的年金所得	円
雑所得	円
合計所得	円

所得控除の内訳

控除の種類	控除額
基礎控除	円
給与控除	円
社会保険料控除	円
生命保険料控除	円
地震保険料控除	円
障害・遺族(共)控除	円
配偶者・扶養控除	円
配偶者特別控除	円
基礎控除	円
所得控除等の合計	円

課税標準額

市民税税率

道民税税率

均等割額

調整控除

合計年税額

市民税

道民税

合計年税額

※年の途中で退職した場合

退職等により給与支払いを受けなくなったときは、次のような場合を除き、その翌月以降の残った税額を普通徴収の方法で納めていただきます。

- (1) 新たな就職先で引き続き特別徴収されることを、給与支払者を通じて申し出た場合
- (2) 6月1日から12月31日までの間に退職した人で、残った税額を退職金や給与等から一括して特別徴収されることを申し出た場合
- (3) 翌年1月1日から4月30日までの間に退職した人で、(1)に該当しない場合（この場合、本人申し出がなくても残った税額は原則一括徴収されます。）

③公的年金からの特別徴収

4月1日時点で満65歳以上の方の公的年金に係る税額は、公的年金の支払者が納税義務者に代わり、年6回の年金から個人住民税を差し引き、翌月10日までに納入していただく方法です。

仮徴収 令和5年4月、6月、8月には、前年度の年税額の半分の額を3回に分けた額を引き落とします。

本徴収 令和5年10月、12月、令和6年2月には、今年度の年税額から仮徴収額を差し引いた残りの額を3回に分けて引き落とします。

・前年度より継続して公的年金からの特別徴収となっている場合

	特別徴収					
	仮徴収			本徴収		
税 額	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	(前年度の年税額×1/2) ÷ 3			(年税額－仮徴収税額) ÷ 3		

・前年度より継続して公的年金からの特別徴収となっていない場合（はじめて特別徴収の対象になる場合など）は、第2期まで普通徴収で納めていただき、10月から年金引き落としとなります。

	普通徴収		特別徴収		
			本徴収		
税 額	第1期	第2期	10月	12月	2月
	(年税額×1/2) ÷ 2		(年税額×1/2) ÷ 3		

・年金特別徴収が停止する要件・時期

公的年金からの特別徴収は、年度の途中に市外へ転出した場合や税額の変更等があった場合は停止になることがあります。

停止になった場合、その翌年度は前年度の年税額に基づく仮徴収が行えなくなるため、再び普通徴収と年金からの特別徴収で市民税・道民税を納めていただくことになります。

停止要件	停止時期
石狩市以外の市町村へ転出した場合 ア 1月1日から3月31日の間に転出 イ 4月1日から12月31日までの間に転出	ア その年の本徴収が停止 イ 翌年度分の仮徴収が停止
年度途中で公的年金所得に係る税額が変更になった場合	翌年度分の仮徴収が停止
年金の支給が停止した場合 年金保険者が特別徴収の対象外とした場合	停止要件に該当したとき

コ 申告

個人の市民税は、市が税額を計算し、これを納税者に通知して納税していただくしくみになっていますが、市が適正な課税を行うために、原則として市民税の申告書を全ての納税者が1月1日現在における住所地の市町村に提出していただくことになっています。

自営業や不動産収入等がある方は市役所で受付をすることはできませんので、札幌北税務署にて決められた時期に申告をしていただくことになっています。所得税の確定申告をされた方は税務署より市役所へ申告情報が送られてくるため、あらためて市民税の申告をしていただく必要はありません。

また、収入がなくても原則として申告が必要となります。申告がない場合は、適正な課税が行われない可能性や、国民健康保険等で不利益を被ることがあります。

※申告の時期については毎年、広報いしかり1月号に掲載しています。

※申告で次の所得控除を適用するためには証拠書類の提出・提示が必要です。

医療費控除	従来の医療費控除	<ul style="list-style-type: none"> 医療費の明細書 医療費通知の原本（明細に記載した場合のみ必要） ※令和3年度分の申告以降、医療費の領収書の添付はできません。領収書は申告から5年間ご自宅等で保管してください。
	セルフメディケーション税制（医療費特例控除）	<ul style="list-style-type: none"> 一定の取組^{※1}を行った際の領収書または結果通知表 セルフメディケーション税制の明細書 ※1 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診 ※上記2つの提出が必要です。
社会保険料控除		<ul style="list-style-type: none"> 国民年金控除証明書 国民健康保険税・介護保険料・その他社会保険料（任意継続の健康保険等）の領収書
生命保険料控除		<ul style="list-style-type: none"> 生命保険会社等から発行される控除証明書
地震保険料控除		<ul style="list-style-type: none"> 損害保険会社等から発行される控除証明書
障害者控除		納税義務者や扶養対象となる親族の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除認定書
勤労学生控除		<ul style="list-style-type: none"> 学生証 在学証明書等

サ 個人住民税の減免申請について

市が定めた条例により、個人の市民税が減免される場合があります。減免の条件等に関しては、P.64もあわせてご覧ください。詳しくは税務課市民税担当（TEL：0133-72-3119）までお問い合わせください。

(3) 法人市民税

法人の市民税は、市内に事務所や事業所を有する法人等にかかる税金で、均等割と法人税割から構成されています。

ア 法人の市民税を納める人（納税義務者）

納税義務者	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所がある法人	○	○
市内に寮、宿泊所等がある法人で市内に事務所、事業所がないもの	○	—
市内に事務所、事業所等がある公益法人等または法人でない社団等で収益事業を行っているもの	○	○
市内に事務所、事業所がある公共法人、または公益法人等で収益事業を行わないもの (ただし、地方税法第296条第1項第1号及び第2号に掲げる法人は除く。*)	○	—

※第 296 条 市町村は、次に掲げる者に対しては、市町村民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

- 一 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特例区、地方独立行政法人、港湾法の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
- 二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法第六十四条第四項の法人、労働組合法による労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第二条第五項に規定する法人である職員団体等、漁船保険組合、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業協同組合連合会（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。）、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等
- 2 市町村は、前項各号に掲げる者に対しては、市町村民税の法人税割を課することができない。ただし、同項第二号に掲げる者が収益事業又は法人課税信託の引受けを行う場合は、この限りでない。
- 3 前二項の収益事業の範囲は、政令で定める。

イ 均等割

法人の市民税の均等割は、法人の所得の有無にかかわらず課税されるもので、次の計算式によって求められます。

$$\frac{\text{事業所等を有していた月数}}{12 \text{ カ月}} \times \text{年額} = \text{均等割額}$$

資本金等の金額	従業者数	年額
50億円超	50人超	3,600,000円
	50人以下	492,000円
10億円超50億円以下	50人超	2,100,000円
	50人以下	492,000円
1億円超10億円以下	50人超	480,000円
	50人以下	192,000円
1千万円超1億円以下	50人超	180,000円
	50人以下	156,000円
1千万円以下	50人超	144,000円
上記以外の法人等	—	60,000円

資本金等の金額：法人税法第2条で規定する法人が株主等から出資を受けた金額をいいます

平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、「資本金等の額」が「資本金の額+資本準備金の額」を下回る場合、「資本金の額+資本準備金の額」となります

従業者数：市内にある事務所、事業所または寮等の従業者の合計数（決算日時点の人数）

ウ 法人税割

法人税割とは、法人の所得の大きさにより負担するもので、その基礎となる課税標準額は、法人税額（国税）を用いています。※地方法人税（道税）は含みません。

税率と計算式は下記のように定められています。

・令和元年9月30日までに開始した事業年度の法人税割

$$\text{法人税額} \times \text{税率}(12.1\%) = \text{法人税割額}$$

・令和元年10月1日以降に開始する事業年度の法人税割

$$\text{法人税額} \times \text{税率}(8.4\%) = \text{法人税割額}$$

エ 申告と納付

法人の市民税は、事業年度が終了した後一定期間内に、法人等がその納付すべき税額を計算して市役所へ申告書を提出するとともに、その申告した税金を納めていただくことになっています。

法人市民税の申告には、中間申告（予定申告）・確定申告があり、決算時期や法人税割課税額により発生する申告義務が異なります。

※申告に遅滞がある場合は延滞金等の不利益を被る可能性があります。

申告時期	申告の種類	申告義務・期限及び納付税額
事業年度の 6カ月経過後	予定申告 中間申告	<ul style="list-style-type: none">・事業年度開始の日以後6カ月を経過した日から2カ月以内①予定申告（前期の申告実績額を基礎とする場合） 均等割額の年額の1/2と前事業年度の法人税割額の1/2との合計額②中間申告（仮決算の場合または法人税額が20万円以上の法人） 均等割額の1/2とその事業年度開始の日以後6カ月の期間を1事業年度とみなして算定した法人税割額との合計額
事業年度の 1年経過後	確定申告	<ul style="list-style-type: none">・事業年度終了の日から、原則として2カ月以内申告納付額は、確定申告にかかる均等割額と法人税割額との合計額。なお、当該事業年度についてすでに中間（予定）申告を行った税額がある場合には、その額を差し引いた額

2 軽自動車税 お問い合わせ先：税務課市民税担当（0133-72-3119）

（1）軽自動車税（種別割）を納める人（納税義務者）

納税義務者は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（これらを「軽自動車等」といいます。）の所有者です。（割賦販売等で売主が軽自動車等の所有権を留保している場合は使用者に課税されます）

毎年4月1日（賦課期日）現在、石狩市内に定置場がある軽自動車等の納税義務者に課税されます。なお、自動車税（種別割）と異なり、軽自動車税（種別割）には月割課税制度はありませんので、4月2日以降に廃車や名義変更等をした場合は、4月1日現在の納税義務者が当該年度の税金を全額納めていただくことになります。

※4月2日以降の新所有者には、当該年度分の軽自動車税（種別割）は課税となりません。

（2）軽自動車税（種別割）の税率表

ア 原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車等

区 分		令和5年度の税率
原動機付 自転車	50cc以下（ミニカーを除く。）	2,000円
	二輪で50cc超90cc以下	2,000円
	二輪で90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー（三輪以上）：（20cc超50cc以下）	3,700円
軽自動車	二輪（トレーラー）	3,600円
	軽二輪車（125cc超250cc以下）	3,600円
	専ら雪上を走行するもの	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	その他のもの	5,900円
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円

イ 三輪及び四輪以上の軽自動車

税率	(1)重課 ※ ¹		(2) 税率1 (旧標準税率)	(3) 税率2 (標準税率)	(4) 軽課 ※ ² (令和5年度分に限る)			
車種区分	初度検査年月から13年を超える車両		初度検査年月から13年目までの車両	平成27年4月1日以降初度検査を受けた車両	(ア) 標準税率の概ね75%軽減	(イ) 標準税率の概ね50%軽減	(ウ) 標準税率の概ね25%軽減	
初めて車両番号の指定を受けた月(初度検査年月)	平成22年3月以前		平成22年4月～平成27年3月	平成27年4月以降	令和4年4月～令和5年3月			
三輪	4,600円		3,100円	3,900円	1,000円	2,000円 営業用乗用のみ	3,000円 営業用乗用のみ	
四輪以上	乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	12,900円	7,200円	10,800円	2,700円	対象外	対象外
	貨物用	営業用	4,500円	3,000円	3,800円	1,000円	対象外	対象外
		自家用	6,000円	4,000円	5,000円	1,300円	対象外	対象外

※1 電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電池併用の軽自動車及び被けん引車は重課の対象外です。

※2 グリーン化特例(軽課)の対象となる車両及び軽減割合は以下のとおりです。

グリーン化特例(軽課)対象車両及び軽減割合			
対象車両	軽減適用要件(1)	軽減適用要件(2)	軽減割合
電気軽自動車 ※乗用(自家用・営業用)・貨物用(自家用・営業用)			(ア) 標準税率を概ね75%軽減
天然ガス軽自動車 ※乗用(自家用・営業用)・ 貨物用(自家用・営業用)	以下のどちらかに該当 ・平成30年排出ガス規制に適合する車両 ・平成21年天然ガス車基準適合かつ平成21年排出ガス基準値よりも窒素酸化物10%以上低減達成車		(ア) 標準税率を概ね75%軽減
ガソリン車または ハイブリッド車 ※営業用乗用車のみ	以下のどちらかに該当 ・平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準値よりも窒素酸化物50%以上低減達成車 ・平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準値よりも窒素酸化物75%以上低減達成車	令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車	(イ) 標準税率を概ね50%軽減
		令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車	(ウ) 標準税率を概ね25%軽減

(3) 納税証明書（車検用）の注意点について

軽自動車税（種別割）は、納税通知書によって市から納税者に対し税額が通知され、納税通知書記載の納期限までに納めていただくことになっています。軽自動車の車検には軽自動車税（種別割）の納税確認が必要となります。軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収書の納税証明書（車検用）に領収印が押され、「滞納なし」の表示があるものは車検時に使用することが可能です。

令和5年1月から、軽自動車税（種別割）の車両ごとの納付情報を軽自動車税納付確認システム（軽JNK S（ケイジェンクス））により、軽自動車検査協会がオンラインで確認できる運用が開始されております。これにより、軽自動車の継続検査窓口で納税証明書を提示することが原則不要となっており、また、納税証明書を紛失した場合に必要な納税証明書の再発行手続きも不要となっております。ただし、納税証明書が必要な場合もあります。

※納税証明書が必要な場合

- 二輪の小型自動車の車検を受ける場合（軽JNK Sは三輪・四輪が対象）
- 軽自動車税（種別割）を納付後すぐに車検等を受ける場合
納付方法によっては、納付情報が軽JNK Sに登録されるまで概ね3週間程度の日数を要する場合があります。
- 対象車両に軽自動車税（種別割）の未納がある場合
- 名義変更（中古車購入など）直後の場合

転出や転居により届出の住所が変更になっている場合は、郵便物等が届かない事があるので住所変更の届出等を必ずお願いします。

(4) 軽自動車税（環境性能割）について

軽自動車税（環境性能割）は、軽自動車の新車・中古車を問わず取得された車両（取得価格が50万円を超えるもの）に下表の税率が適用されます。軽自動車税（環境性能割）は、軽自動車を取得した際に販売店を通じて納めることとなります。乗用と貨物用で対象車両や税率が異なります。ご注意ください。

ア 【乗用】軽自動車税（環境性能割）税率表

区分（軽三輪以上）		税率（乗用）	
		自家用	営業用
電気自動車等※ ¹		非課税	非課税
ガソリン車※ ² または ハイブリット車※ ²	令和12年度燃費基準75%達成車 かつ 令和2年度燃費基準達成車	非課税※ ³	非課税※ ⁴
	令和12年度燃費基準60%達成車 かつ 令和2年度燃費基準達成車	1%※ ³	0.5%※ ⁴
	令和12年度燃費基準55%達成車	2%※ ³	1%※ ⁴
	上記以外の車両	2%	2%

※1 「電気自動車等」とは、電気自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制に適合または平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両）をいいます。

※2 「ガソリン車・ガソリンハイブリッド車」とは、平成30年排出ガス基準50%低減達成（★★★）または平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）したものに限り、ます。

※3 令和12年度燃費基準の60%以上を達成している自家用車であっても、令和2年度燃費基準を未達成の場合は、税率が2%になります。

※4 令和12年度燃費基準の60%以上を達成している営業用車であっても、令和2年度燃費基準を未達成の場合は、税率が1%になります。

イ 【貨物用】軽自動車税（環境性能割）税率

区分（軽三輪以上）		税率（貨物用）	
		自家用	営業用
電気自動車等※ ¹		非課税	非課税
ガソリン車※ ² または ハイブリット車※ ²	平成27年度燃費基準+25%達成車	非課税	非課税
	平成27年度燃費基準+20%達成車	1%	0.5%
	平成27年度燃費基準+15%達成車	2%	1%
	上記以外の車両	2%	2%

- ※1 「電気自動車等」とは、電気自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制に適合または平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両）をいいます。
- ※2 「ガソリン車・ガソリンハイブリッド車」とは、平成30年排出ガス基準50%低減達成（★★★）または平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）したものに限ります。

(5) 申告先

軽自動車等の所有者となった場合またはその所有者が石狩市内に転入した場合は15日以内に、廃車や売却等をした場合は30日以内に申告してください。

なお、車種により必要書類等が変わりますので、次の表の申告先にお問い合わせください。

車種	申告先
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車	石狩市役所税務課（厚田・浜益支所でも申告可能） TEL：0133-72-3119（本庁舎） 0133-78-2886（厚田支所） 0133-79-2112（浜益支所） ※申告時に必要な書類はP.32～34を参照ください。
三輪・四輪軽自動車	札幌地区軽自動車協会（札幌市北区新川5条20丁目） TEL：011-768-3955
二輪（125cc超250cc以下） 二輪小型自動車（250cc超）	札幌運輸支局（札幌市東区北28条東1丁目） TEL：050-5540-2001（自動音声案内）

(6) 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の申告手続き

申告場所はP.31の(5)を参照してください。

※ 下記のいずれの手続の場合でも窓口に来る方の身分証明書（運転免許証等）を確認させていただきます。また、法人の場合は社員証や名刺等の提示もお願いいたします。

なお、登録・廃車の際に提出いただく申告書や譲渡証明書は市役所に備え付けています。

ア 登録の申告

登録の申告の際に必要なものは次のとおりです。

1. 車両を販売店から購入した場合

- ・ 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
- ・ 販売証明書または販売確認の取れる書類（車台番号が明記されているもの）

2. 石狩市外から転入した場合

① 転入前の市町村で廃車申告済み

- ・ 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
- ・ 転入前の市町村の廃車申告受理証明書

② 転入前の市町村での廃車申告は未済

- ・ 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付証明書
- ・ 転入前の他市町村のナンバープレート
- ・ 転入前の他市町村の標識交付証明書

※ 転入前の他市町村のナンバープレートまたは標識交付証明書のどちらか（両方含む）がない場合は、転入前の市町村での廃車手続き後に石狩市で登録してください。

3. 個人から車両を譲受けた場合

① 廃車申告済みの車両を譲受けた場合

- ・ 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
- ・ 廃車申告受理証明書
- ・ 譲渡証明書

※ 紛失等により廃車申告受理証明書がない場合は、車両の車台番号のイシズリ（拓本）または車台番号が確認できるように撮影した写真が必要です。

② 廃車申告が未済の車両を譲受けた場合

(ア) 石狩市で登録されている車両を譲受けた場合

- 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
- 譲渡証明書
- 標識交付証明書
- 旧ナンバープレート（同じ番号を継続して使用する場合は不要）

(イ) 他市町村で登録されている車両を譲受けた場合

- 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
- 譲渡証明書
- 他市町村の標識交付証明書
- 他市町村のナンバープレート

※ 他市町村のナンバープレートまたは標識交付証明書のどちらか（両方含む）がない場合は他市町村で廃車手続き後に石狩市で登録してください。

イ 廃車の申告

廃車の申告の際に必要なものは次のとおりです。

1. 車両を解体・廃棄処分した場合、石狩市から転出する場合、石狩市外の方に譲渡する場合

- 軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書
- 標識交付証明書
- ナンバープレート

※ 石狩市内の方に譲渡する場合は、廃車の申告をせずに名義変更の手続きすることも可能です。前記「登録の申告」の3の②のアを参照ください。

2. 盗難にあった場合

- 軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書
- 警察署発行の盗難届受理証明または盗難届けを提出した際の事件受理番号の控え
- 標識交付証明書
- ナンバープレート

3. 盗難以外の紛失等

お問合せください。

ウ その他

その他の手続きで必要となるものは次のとおりです。

1. 排気量の変更
 - 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
 - 標識交付証明書
 - ナンバープレート
 - 排気量変更申立書(原動機のシリンダ径やストローク等を記入していただきます。)
2. 市内での転居・氏名変更
 - 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
 - 標識交付証明書
3. 標識交付証明書・標識返納証明書（廃車証明書）の再交付
 - 車両番号（ナンバー）の確認が取れる書類

※令和 5 年 7 月 1 日から、道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）のうち、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の交通ルール等に関する規定が施行されました。これに伴い、一定の基準に該当する電動キックボード等について、原動機付自転車の一類型である「特定小型原動機付自転車」の車両区分が創設されております。税率については、令和 6 年度以降の軽自動車税（種別割）から適用となります。

対象車両となる要件、ナンバープレートの交付申請等の詳細につきましては、石狩市役所の HP（<https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/zeimu/15998.html>）にてご確認ください。

（7）軽自動車税（種別割）の減免申請について

市が定めた条例により、障がい等をお持ちの方が所有する車、またはその方のために使用する車、その構造が専ら身体に障がいのある方が使用するためのものとなっている車両について軽自動車税（種別割）が減免される場合があります。ただし、軽自動車税（種別割）の減免は障がい等をお持ちの方、一人につき一台のみとなっております。また、軽自動車と普通自動車の両方をお持ちの方も、減免が適用されるのは軽自動車か普通自動車どちらか一台のみです。詳しくは税務課市民税担当（TEL：0133-72-3119）までお問い合わせください。

3 市たばこ税 お問い合わせ先：税務課市民税担当（0133-72-3119）

市たばこ税は、国産たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者（これらを総称して「卸売販売業者等」といいます。）が、市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対してかかる税です。

（１）市たばこ税を納める人（納税義務者）

納税義務者は、卸売販売業者等ですが、たばこの小売価格にはすでにたばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは、消費者です。

（２）税額の算定方法

$$\text{製造たばこの本数} \times \text{税率}^{*1} \text{（1,000 本あたり）}$$

※1 売り渡し本数1,000本につき6,552円

加熱式たばこの課税については、平成30年10月1日より、重量を紙巻たばこの本数に換算する方式から重量及び価格を紙巻たばこの本数に換算する方式へ変更（平成30年10月1日から令和4年10月1日までの間で5段階に分けて変更）されました。

・税額の算出方法（令和5年4月現在）

国産たばこの製造業者等が市内の小売販売業者に売り渡した本数×税率
 <たばこ1箱（20本入り580円の場合）に含まれる税金>

国たばこ税	136.04円
道府県たばこ税	21.40円
市町村たばこ税	131.04円
たばこ特別税	16.40円
消費税・地方消費税	52.73円
計	357.61円

=20本×6,552円/1,000本 ←

→580円のうち61.7%を
占めます。

（３）納税の方法

卸売販売業者等が、毎月1日から末日までの間に売り渡したたばこに対して算出された税額を、翌月末日までに申告し、納めることになっています。

4 固定資産税 お問い合わせ先：税務課資産税担当

(土地に関すること 0133-72-3120) (家屋・償却に関すること 0133-72-6120)

(1) 固定資産税の概要

固定資産税は、毎年1月1日に、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

ア 固定資産税を納める人（納税義務者）

納税義務者は、原則として固定資産の所有者で、具体的には次のとおりです。

土地	登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている者
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている者
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている者

ただし、所有者として登記されている者が1月1日以前に死亡している場合は1月1日現在で土地、家屋を現に所有している者（相続人等）が納税義務者になります。

また、年内に相続や売買等で所有者が変わった場合は、新所有者の課税は翌年度からとなるため、当該年度は1月1日現在の所有者に対して課税することになります。

※所有権移転の登記の手続きまたは市役所に所有者変更の届出をしていない場合は、旧所有者に対して課税されます。

所有者変更の手続きについて、登記物件は法務局での手続きとなり、未登記物件は市役所での手続きとなります。

イ 税額算定のあらまし

固定資産税は、次のような手順で税額が決定され、納税者に通知されます。

- 1 固定資産を評価後、価格を決定し、その価格を基に課税標準額を算定します。
- 2 税額（＝ 課税標準額 × 税率 1.4%）を計算します。
- 3 税額等を記載した納税通知書を納税義務者に送付します。

ウ 固定資産の評価

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。このようにして決定された価格や課税標準額は、固定資産課税台帳に登録されます。

評価替えと価格の据え置き措置について	<p>固定資産税の土地と家屋の評価額は、3年ごとに見直すこととされています。これを「評価替え」といい、直近では令和3年度に行われました。（次回の評価替えは令和6年度です）</p> <p>土地と家屋については、基準年度に評価替えを行い、1月1日現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第2年度・第3年度は、新たな評価を行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます。</p> <p>なお、土地の価格は、第2年度及び第3年度において、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない場合は、価格の修正を行います。</p> <p>ただし、次の場合は例外的に基準年度でなくても評価替えを行います。</p> <ul style="list-style-type: none">①土地の地目の変換があった場合②家屋の増改築があった場合③これらに類する特別な事情があると認められた場合 <p>※令和5年1月2日から令和6年1月1日までに新築された家屋については令和6年度から新たに課税台帳に登録されます。</p>
償却資産の申告制度	<p>償却資産の所有者には、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただきます。これに基づき、毎年評価し、その価格を決定します。</p>
土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	<p>土地または家屋の所有者は、通常4月1日から最初の納期限（5月31日）までの間、縦覧帳簿の中から指定した土地または家屋の価格を縦覧することができます。</p> <p>これは自分の土地または家屋を近隣の土地または家屋と比較し、適正な評価が行われているかを確認するための制度です。</p>

エ 税額の算定方法

固定資産税の税額は、課税標準額に税率（1.4％）を乗じた額となります。

課税標準額	原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地特例のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地の税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は評価額よりも低く算定されます。
免税点	所有する固定資産の課税標準額が一定の額に満たない場合は、課税されません。この一定の額のことを免税点といいます。 市内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合にはその分の固定資産税は課税されません。 ※土地：30万円 家屋：20万円 償却資産：150万円
税率	固定資産税の税率は、地方税法に基づき、市町村の条例で定めることとされており、石狩市の場合は標準税率1.4％です。

オ 納税の時期と方法

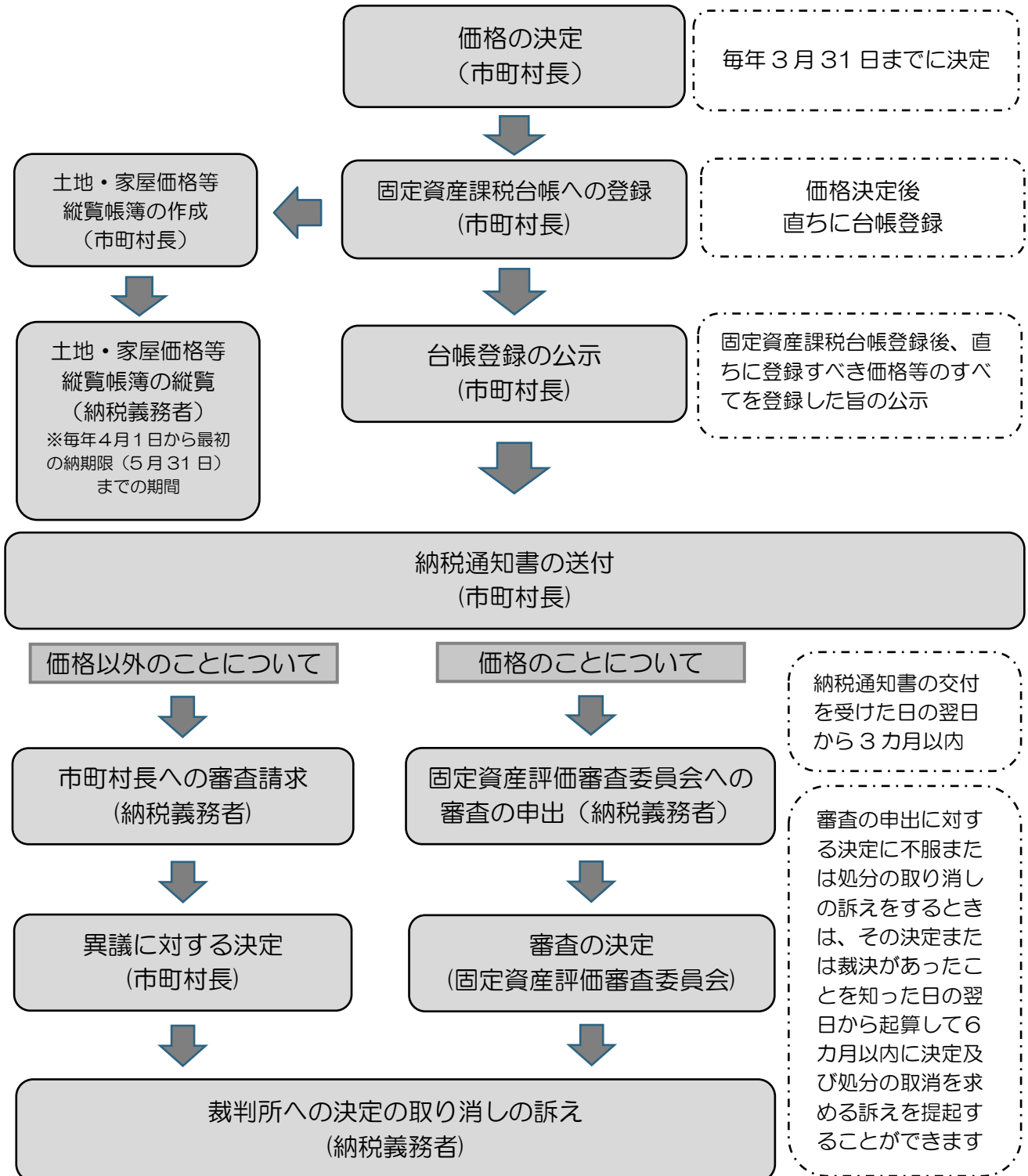
固定資産税は、納税通知書によって市から納税義務者に対し税額が通知され、地方税法に基づき石狩市の条例で定められた納期（5月、7月、9月、11月の4回）に納めていただくことになっています（4回分の納付書を一度に納めていただくこともできます）。

なお、納税通知書は、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所のほか、納期限までに税金を納付しなかった場合の措置や納税通知書の内容に不服がある場合の不服の申立の方法等が記載されています。

カ 固定資産税の価格の決定や不服申立てについてのガイドライン

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある納税者は、各市町村に設置されている固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができることとなっています。この審査では、固定資産課税台帳に登録された価格が固定資産評価基準に照らして、適正なものであるか審査されます。また、固定資産税課税台帳に登録された価格以外について不服がある納税義務者は、各市町村長に対して、審査請求をすることができます。

・固定資産税の不服申立ての流れ



(2) 土地

ア 評価のしくみ

固定資産評価基準によって、売買実例価額をもとに算定した正常売買価格を基礎として、地目別に定められた評価方法により評価します。

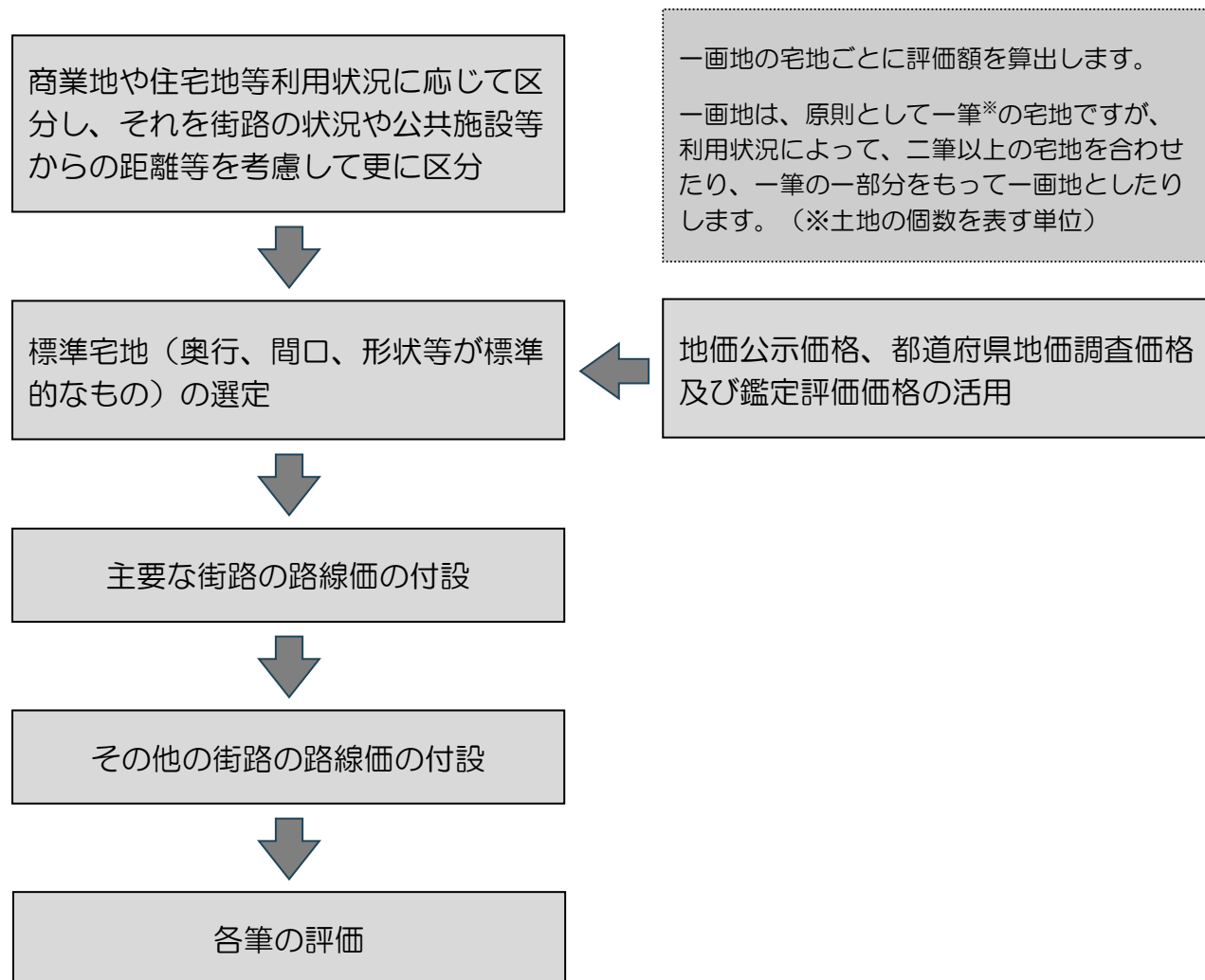
※売買実例価額及び正常売買価格については、不動産鑑定士が評定した価格を用います。

・地目

地目は、宅地、田及び畑（併せて農地といいます）、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野並びに雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日現在の現況の地目によります。

・地目別の評価方法

①宅地（市街地宅地評価法の場合）の評価方法



◆標準宅地について

標準宅地とは、市内の地域ごとに、その主要な街路に接した標準的な宅地をいいます。

◆路線価について

路線価とは、市街地等において街路に付けられた価格のことであり、具体的には、その街路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。

主要な街路の路線価は、標準宅地についての地価公示価格や鑑定評価価格等をもとにして求められ、その他の街路の路線価は、この主要な街路の路線価をもとにして幅員や公共施設からの距離等に応じて求められます。

宅地の価格（評価額）は、この路線価をもとにしてそれぞれの宅地の状況（奥行、間口、形状等）に応じて求められます。

※標準宅地の所在と路線価については、全国地価マップや国税庁ホームページで公開されています。

「その他の宅地評価法」による評価方法は以下のようになります。

状況の類似する地区ごとに標準宅地を選定し、その適正な時価（地価公示価格等の7割を目途）に比準して、各筆を評価します。

地価公示価格とは、地価公示法の定めるところにより、不動産鑑定士が鑑定評価した結果に基づき算出する標準地の単位面積当たりの正常な価格のことです。

この価格を公示することで、一般の土地の取引価格に対して指標を与え、また、公共の利益となる事業の用に供する土地に対する適正な補償金額を算定することができます。

②農地、山林の評価方法

状況の類似する地区ごとに、標準的な田、畑、山林を選定し、その適正な時価（その算定の基礎となる売買実例価額に宅地見込地としての要素等があればそれに相当する価額を控除した価格）に比準して各筆を評価します。

ただし、市街化区域農地や宅地等への転用許可を受けた農地等については、状況が類似する宅地等の評価額を基準として求めた価額から造成費相当分を控除した価額によって評価します。

③牧場、原野、雑種地等の評価方法

売買実例価額や付近の土地の評価額に基づく等の方法により評価します。

イ 宅地に対する課税

宅地は、住宅用地と非住宅用地に区分され、住宅用地はさらに、小規模住宅用地と一般住宅用地に区分されます。また、非住宅用地とは、居住用家屋以外の建物の敷地、或いは市街化区域内における更地が該当します。

・宅地の税額の求め方

①商業地等の宅地

「商業地等の宅地」とは、住宅用地以外の宅地のことです。

商業地等の宅地の固定資産税額は、原則として次の計算式によって求められます。

$$\text{税額} = \text{課税標準額（評価額} \times 70\%） \times \text{税率（1.4\%）}$$

②住宅用地

住宅用地とは、その土地上の住宅を維持し、またはその効用を果たすために使用されている一画地をいいます。1月1日現在において住宅の建設が予定されている土地、または、住宅が建築中の土地は住宅用地として認定されません。

※住宅を建て替え中の土地についても、一定の要件※を満たすと認められる場合については、所有者の申請に基づき住宅用地として取り扱うこととなります。

※ 一定の要件とは

- ①前年度の1月1日現在において、住宅用地であったこと。
- ②住宅の建設が、1月1日現在において着手されており、翌年度の1月1日現在までに住宅が完成すること。
- ③住宅の建て替えが、同一の敷地内で行われること。
- ④前年度及び当該年度の1月1日現在で土地・住宅の所有者が原則同じであること。

住宅用地の固定資産税額は、次の計算式によって求められます。

$$\text{税額} = \text{課税標準額（評価額} \times \text{住宅用地特例率）} \times \text{税率（1.4\%）}$$

③住宅用地の課税標準額に対する特例（住宅用地特例率）

・小規模住宅用地

200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は住宅1戸当たり200㎡までの部分）を小規模住宅用地といいます。

小規模住宅用地の課税標準額については、価格の1/6の額とする特例措置があります。

・一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。例えば、300㎡の住宅用地（一戸建住宅の敷地）であれば、200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡分が一般住宅用地となります。

一般住宅用地の課税標準額については、価格の1/3の額とする特例措置があります。

・宅地の税負担の調整措置

平成9年度の評価替え以降、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準*を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

これまで、負担水準の均衡化・適正化に取り組んできた結果、負担水準の均衡化は相当程度進展してきている状況にありますが、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据置く特別な措置を講じられました。

また、令和4年度においては、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、商業地等の土地（住宅用地以外の宅地等）に限り、課税標準額の上昇幅を2.5%（現行5%）とする特別な措置が講じられました。

※「負担水準」とは個々の土地の前年度課税標準額が今年度の評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。

次の計算式によって求められます。

$$\text{負担水準（％）} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の評価額} \times \text{住宅用地特例率（1/3 または 1/6）}}$$

令和5年度の負担調整措置（住宅用地）

①負担水準が100%以上の場合は、課税標準額を本則の課税標準額とします。

②負担水準が100%未満の場合は、「前年度課税標準額＋評価額×住宅用地特例率×5%」により算出した額を課税標準額とします。ただし、その額が本来の課税標準額の20%を下回る場合は、本来の課税標準額の20%を課税標準額とします。

ウ 農地に対する課税

農地は一般農地と市街化区域農地に区分され、それぞれ評価及び課税（税負担の調整措置等）について、異なるしくみがとられています。

・一般農地

一般農地は農地のうち、市街化区域農地や転用許可を受けた農地等を除いたものです。

※転用許可とは、農地法の定めるところにより、農地を農地以外のものにする際に、都道府県知事から下される許可のことです。

一般農地については、負担水準の区分に応じたなだらかな税負担の調整措置が導入されています。

$$\text{令和5年度の課税標準額} = \text{令和4年度課税標準額} \times \text{負担調整率}$$

負担調整率は、次の表に掲げる負担水準の区分に応じて定められているものを適用します。

負担水準	負担調整率
0.9以上	1.025
0.8以上0.9未満	1.050
0.7以上0.8未満	1.075
0.7未満	1.100

・市街化区域農地

市街化区域農地は市街化区域内の農地で一般農地と評価の方法は異なりますが、課税については、原則として評価額に1/3を乗じた額が課税標準額となり、税負担の調整措置については一般農地と同様（上の表）とされます。

エ 宅地・農地以外の土地に対する課税

山林・その他の地目の原則的な評価方法は、P.40のとおりです。

山林・その他の地目の固定資産税額は、次の①または②のうちいずれか低い額になります。

① 令和5年度の価格（＝本来の課税標準額）× 税率 = 税額

②（令和4年度の課税標準額 + 本来の課税標準額 × 5%）× 税率 = 税額

※上記②により算定した額が本来の課税標準額 × 20% × 税率 を下回る場合には、本来の課税標準額 × 20% × 税率 となります。

ただし、宅地、農地等のうちに介在する山林及び市街地近郊の山林で、当該山林の近隣の宅地、農地等との評価の均衡上、一般の山林の評価方法によって評価することが適切でないと認められるもの（介在山林）については、当該山林の付近の宅地、農地等の価額に比準してその価額を求めます。

この介在山林のうち宅地並み評価の土地及びその他の地目のうち宅地並み評価の土地については、商業地等の宅地と同様の税負担の調整措置が適用されます。

オ 地目変更や利用状況に変化があった土地

地目変更や住宅を取り壊したことにより、住宅用地から住宅用地以外の宅地となった場合などは、税額が上昇する場合があります。

(3) 家屋

ア 評価のしくみ

固定資産評価基準に基づいて、再建築費評点数を基礎に評価します。

・新築家屋の評価

新築家屋の評価額の算出式は下記のとおりです。

$$\text{評価額} = \text{再建築費評点数} \times \text{経年減点補正率} \times \text{評点一点当たりの価額}$$

再建築費評点数：評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するとした場合に必要とされる建築費です。

経年減点補正率：家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価をあらわしたものです。

評点一点当たりの価額：工事費原価の地域差や家屋の建築費に通常含まれる設計費・管理費等を考慮するためのものです。

・新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

在来分家屋については、基準年度（3年ごと）に評価替えが行われます（直近の評価替えは令和3年度に行われ、次回の評価替えは令和6年度です）。

在来分家屋の評価額の算出式は下記のとおりです。

※新築家屋の評価額の算出式と異なります。

評価額 =

$$(\text{基準年度の前年度の再建築費評点数} \times \text{再建築費評点補正率}) \times \text{経年減点補正率} \times \text{評点一点当たりの価額}$$

再建築費評点補正率：前基準年度からの工事費原価の変動率に基づいて算定される値です。

令和3年度基準は「木造家屋：1.04 非木造家屋：1.07」です。

ただし、上記計算式によって求められた評価額が前年度の価額を超える場合は、決定価額は引き上げられることなく、原則として前年度の価額に据え置かれます。なお、増改築または損壊等がある家屋は、これらを考慮して再評価されます。

家屋は原則として評価額が課税標準額になり、それに税率を乗じて税額を求めます。

$$\text{固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4\%)$$

イ 新築住宅・その他の減額措置（令和5年度）

新築された住宅、または住宅の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修等に伴う工事を行った場合は、それぞれの一定要件を満たした家屋について、固定資産税額が減額されることがあります。詳細は次の表をご覧ください。

減額の種類	減額の概要	減額される額	減額される期間	必要な書類	減額の要件
新築軽減	住宅を新築した場合に固定資産を申告することで受けられる軽減	延べ床面積120㎡を限度とする固定資産税の1/2の額（併用住宅は居住部分のみが適用、事務所や店舗等の部分は対象外）	住宅が新築された翌年から3年間 中高層耐火住宅は5年間 長期優良認定住宅の場合は、それぞれ軽減期間が2年間延長	・固定資産申告書	① 専用住宅もしくは、併用住宅（居住部分の割合が1/2以上）であること ② 床面積が50㎡（一戸建以外の賃貸住宅にあっては40㎡）以上280㎡以下 ※分譲マンション等区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積＋持分で按分した共用部分の床面積」で判定する。賃貸マンション等についても、独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定する。
省エネ改修	平成26年4月1日以前から所在している家屋（賃貸住宅を除く）で、省エネ改修工事を行った場合に受けられる軽減	延べ床面積120㎡を限度とする固定資産税の1/3の額 長期優良認定住宅の場合は2/3の額	改修工事の翌年度の1年間	<ul style="list-style-type: none"> ・申告書 ・住民票の写し ・改修工事の見積書 ・改修工事に要した費用の領収書 ・改修工事の内容がわかる図面、写真（改修前・改修後） ・増改築等工事証明書または熱損失防止改修工事証明書 ・補助金額がわかる書類 ・長期優良認定住宅の場合は認定通知書の写し 	① 次の改修工事であること <ul style="list-style-type: none"> ・窓の断熱改修工事（必須） ・床の断熱改修工事 ・壁の断熱改修工事 ・天井の断熱改修工事 ② ①の工事に併せて次の設置工事を行うもの <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電装置 ・高効率空調機 ・高効率給湯器 ・太陽熱利用システム ③ 改修部分がいずれも現行の「省エネ基準」に適合すること ④ 国または地方公共団体からの補助金等を除く省エネ改修工事に要した費用の合計が次の要件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・①について、60万円を超えていること ・②について、①の改修工事費用が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置工事と併せて60万円を超えるもの ⑤ 改修後の住宅の床面積が50㎡以上、280㎡以下であること

バリアフリー改修	新築日から10年以上経過した住宅（賃貸住宅を除く）で、バリアフリー改修を行った場合に受けることができる軽減	延べ床面積100㎡を限度とする固定資産税の1/3の額	改修工事の翌年度の1年間	<ul style="list-style-type: none"> 申告書 住民票の写し 改修工事の見積書 改修工事に要した費用の領収書 改修工事の内容がわかる図面、写真（改修前・改修後） 要介護・要支援認定者または障がい者については、その旨を証する書類の写し 補助金額がわかる書類 	<p>① 次のいずれかの者が居住していること</p> <p>(1) 65歳以上の者</p> <p>(2) 要介護認定または要支援認定を受けている者</p> <p>(3) 障がい者</p> <p>② 改修工事が次のいずれかに該当すること</p> <p>(1) 通路・出入口の拡幅</p> <p>(2) 階段勾配の緩和</p> <p>(3) 浴室の改良</p> <p>(4) 便所の改良</p> <p>(5) 手すりの取付け</p> <p>(6) 床の段差の解消</p> <p>(7) 出入口の戸の改良</p> <p>(8) 床表面の滑り止め化</p> <p>③ 国または地方公共団体からの補助金を除く改修工事に要した費用の合計が50万円を超えていること</p> <p>④ 改修後の住宅の床面積が50㎡以上、280㎡以下であること</p>
耐震改修	昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち耐震改修を行った場合に受けることができる軽減	延べ床面積120㎡を限度とする固定資産税の1/2の額 長期優良認定住宅の場合は2/3の額	改修工事の翌年度の1年間	<ul style="list-style-type: none"> 申告書 改修工事の見積書 改修工事に要した費用の領収書 改修工事の内容がわかる図面、写真（改修前・改修後） 増改築等工事証明書 扉の性能評価書（該当する場合のみ） 長期優良認定住宅の場合は認定通知書の写し 補助金額がわかる書類 	<p>① 地震に対する安全性の基準として政令で定められた基準に適合することが総務省令の定めるところにより証明されること</p> <p>② 補助金を除く耐震改修工事の費用が50万円を超えていること</p>

※バリアフリー改修と省エネ改修の組み合わせ以外で軽減を重複して受けることはできません。

(4) 償却資産

償却資産とは、会社や個人で工場や商店等を経営している方や、農業・不動産貸付事業等の事業を行っている方が、その事業のために使用している構築物、機械、器具、備品等の有形固定資産のことをいい、償却資産も固定資産税の課税の対象となります。

ア 評価のしくみ

・課税の対象

土地及び家屋以外の有形償却資産で、現に事業の用に供しているもの及び事業の用に供することができる状態にある資産が償却資産の課税の対象となります。

ただし、償却資産の課税の対象とならないものは、営業権等の無形減価償却資産、自動車税・軽自動車税の課税の対象となっている資産及びその減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入される性格の資産です。

• 課税対象の具体例

資産の種類	具体例
構築物	駐車場等の舗装、ロードヒーティング、広告塔、煙突、鉄塔、岸壁 等
機械及び装置	生産ラインの機械設備、クレーン等建設機械、旋盤、動力配線設備、太陽光発電設備 等
船舶	ボート、釣船、漁船 等
航空機	飛行機、ヘリコプター 等
車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類記号が「0、00～09、000～099」「9、90～99、900～999」の車両）等
工具、器具、備品	パソコン、レジスター、金庫、自販機、テレビ、冷暖房機、椅子、机 等

• 税額の求め方

固定資産税の償却資産の税額計算方法は「定率法」という方法が採用されています。

初年度の税額は、償却資産の取得価額を耐用年数に応じて定められている減価率の1/2を乗じて計算した金額を償却限度額とし、2年目以降は順次、前年度の評価額に同じ減価率を乗じて評価額を算出する方法で、具体的には次のように計算されます。

前年中に取得した資産の評価額 (取得月に関わらず半年分を償却します)	前年以前に取得した資産の評価額
評価額 = 取得価額 × (1 - r / 2)	評価額 = 前年度評価額 × (1 - r)

r：耐用年数に応じる減価率

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

償却資産では、以上のように算出した評価額が課税標準額になりますので、それに税率を乗じて税額を求めます。

$$\text{税額} = \text{課税標準額 (価格)} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

所有する資産を次のように申告したと仮定します。

資産の名称	取得年月日	取得価額	耐用年数	減価残存率	減価率
駐車場工事	令和2年7月	11,420,000円	10年	0.794	0.206
電気配線 照明設備	令和4年5月	2,410,000円	15年	0.929	0.142
冷暖房装備	令和4年5月	10,100,000円	13年	0.919	0.162
給排水設備	令和4年5月	934,000円	15年	0.929	0.142
外構工事	令和2年8月	9,700,000円	10年	0.794	0.206

※減価率とは耐用年数に応じて定められており、「資産が年数の経過に伴い、どの程度価値が減少したか」を示す基準のことで、減価残存率は減価率を基に算出され、「前年度に比べてどの程度資産の価値が残っているか」を示す基準です。

(計算例) 令和5年度の税額は・・・

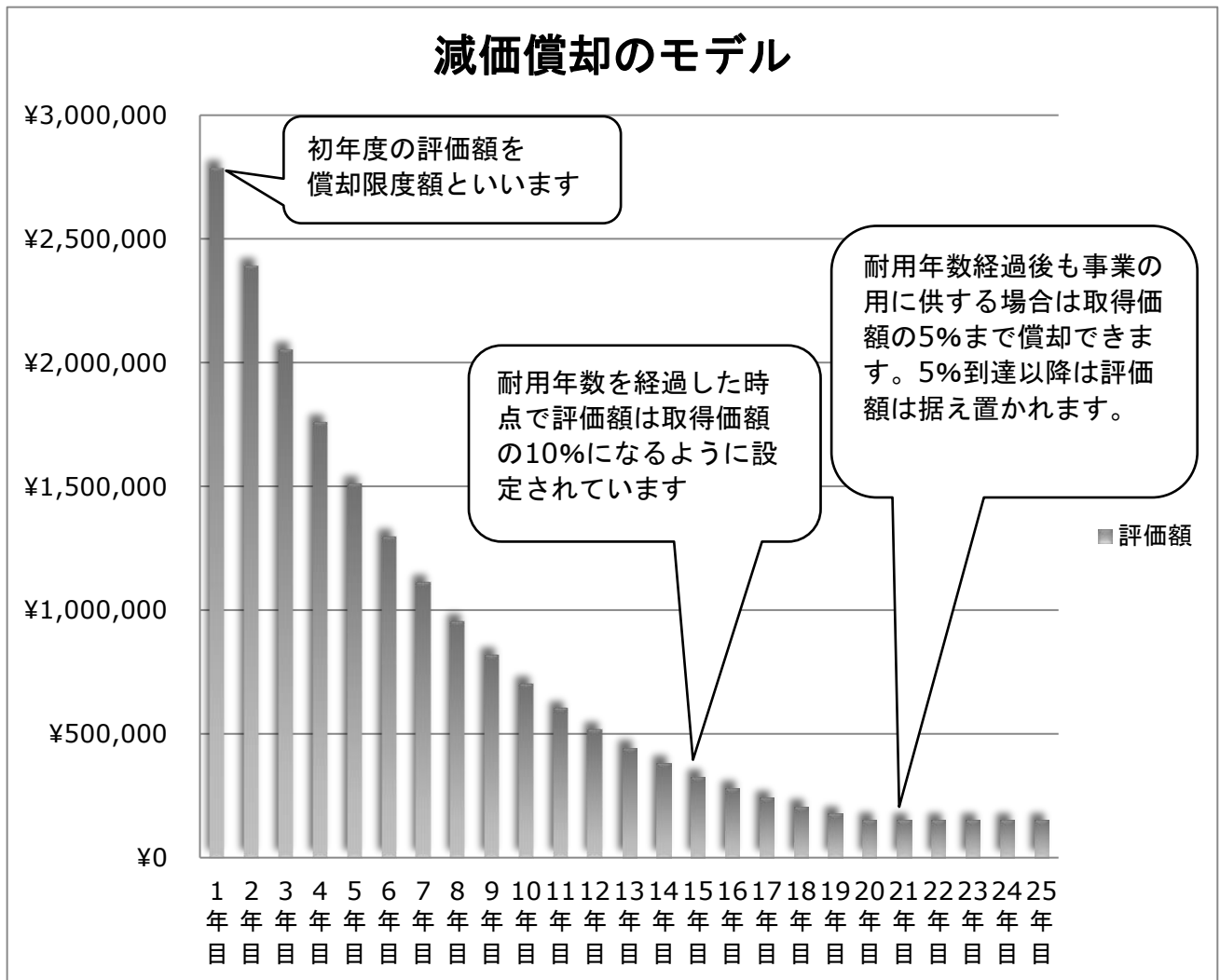
資産の名称	令和5年度 評価額						
<p>駐車場工事</p>	$8,133,529円 \times (1 - 0.206) = \underline{6,458,022円}$ <p>(令和4年度評価額) (令和5年度評価額)</p> <p>(参考)</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">取得価額</td> <td style="padding: 0 5px;">11,420,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">令和3年度評価額</td> <td style="padding: 0 5px;">10,243,740円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">令和4年度評価額</td> <td style="padding: 0 5px;">8,133,529円</td> </tr> </table>	取得価額	11,420,000円	令和3年度評価額	10,243,740円	令和4年度評価額	8,133,529円
取得価額	11,420,000円						
令和3年度評価額	10,243,740円						
令和4年度評価額	8,133,529円						
<p>電気配線 照明設備</p>	$2,410,000円 \times (1 - 0.142/2) = \underline{2,238,890円}$ <p>(取得価額) (令和5年度評価額)</p>						
<p>冷暖房設備</p>	$10,100,000円 \times (1 - 0.162/2) = \underline{9,281,900円}$ <p>(取得価額) (令和5年度評価額)</p>						
<p>給排水設備</p>	$934,000円 \times (1 - 0.142/2) = \underline{867,686円}$ <p>(取得価額) (令和5年度評価額)</p>						
<p>外構工事</p>	$6,908,514円 \times (1 - 0.206) = \underline{5,485,360円}$ <p>(令和4年度評価額) (令和5年度評価額)</p> <p>(参考)</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">取得価額</td> <td style="padding: 0 5px;">9,700,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">令和3年度評価額</td> <td style="padding: 0 5px;">8,700,900円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">令和4年度評価額</td> <td style="padding: 0 5px;">6,908,514円</td> </tr> </table>	取得価額	9,700,000円	令和3年度評価額	8,700,900円	令和4年度評価額	6,908,514円
取得価額	9,700,000円						
令和3年度評価額	8,700,900円						
令和4年度評価額	6,908,514円						
<p>評価額合計</p>	<p>24,331,858円(1,000円未満切捨) ≒ 24,331,000円</p>						
<p>令和5年度税額</p>	<p>24,331,000円×1.4%(税率)=340,634円(100円未満切捨) ≒ <u>340,600円</u></p>						

・償却資産の国税と固定資産税の取扱いの違い

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	<p>建物以外の一般の資産は、定率法、定額法の選択制 <定率法を選択した場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用 平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用 	<p>一般の資産は定率法</p> <p>※国税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ率を、固定資産評価基準別表第15「耐用年数に應ずる減価率表」に規定</p>
前年中の新規取得	<p>月割償却 前事業年度取得分の資産については月割りで計算する計算法。 例) 事業年度が1～12月の会社が令和4年8月に資産を取得した場合、残り4カ月分が台帳に記載されるため、初年度の評価額は、取得価額×(1-r×4/12)となります。</p>	<p>半年償却（1/2） 前年度取得分の資産については、いつ取得したとしても、半年の償却期間で計算する計算法。 例) 令和4年度内であれば、いつ資産を取得したとしても、初年度の評価額は、取得価額×(1-r×1/2)となります。</p>
圧縮記帳の制度	制度あり	制度なし
特別償却、割増償却の制度（租税特別措置法）	制度あり	制度なし
増加償却の制度（所得税、法人税）	制度あり	制度あり
評価額の最低限度額	備忘価額（1円）	取得価額の5% その後、5%が据え置かれます。
改良費	原則区分、一部合算も可	区分評価

・償却資産の税額シミュレーション

耐用年数15年の舗装道路（減価率=0.142）を3,000,000円で取得した場合の減価償却のモデルを紹介します。



償却資産の税額は上の図のように、年数が経過とともに急激に下がっていくのが特徴です。

5 都市計画税 お問い合わせ先：税務課資産税担当（0133-72-3120）

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用にあてるために、目的税として課税されるものです。

• 都市計画事業

都市計画事業とは、都市計画施設の整備事業及び市街地開発事業をいいます。

主な都市計画施設

- ①交通施設（道路、駐車場等）
- ②公共空地（公園、緑地、広場、墓園等）
- ③上下水道、電気・ガス供給施設、汚物処理場、ごみ焼却場等

（1）都市計画税を納める人（納税義務者）

納税義務者は、原則として当該土地または家屋の所有者です。

（2）都市計画税の対象となる資産

都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋が都市計画税の対象となります。

（3）税額の算定方法

都市計画税の税額は、課税標準額に税率（0.3%）を乗じた額となります。

• 課税標準額

ア 土地

（ア）住宅用地の場合には課税標準の特例措置が講じられています。

- 小規模住宅用地（200㎡以下の住宅用地）価格の1/3
- 一般住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地）価格の2/3

（イ）固定資産税と同様の負担水準に応じて緩やかな税負担の調整措置を講じています。

イ 家屋

固定資産税の課税標準となるべき価格です。

• 免税点

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

（4）納税の方法

固定資産税とあわせて納めていただくことになっています。

6 入湯税 お問い合わせ先：税務課市民税担当（0133-72-3119）

入湯税は、環境衛生施設の整備や観光の振興等に要する費用にあてるために設けられた目的税です。

（1）入湯税を納める人（納税義務者）

納税義務者は鉱泉浴場の経営者ですが、入浴料金にはすでに入湯税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは入湯客です。

※鉱泉浴場とは、温泉法第2条で規定する温泉を利用する浴場

※温泉とは「温泉源から採取される時の温度が摂氏25℃以上であること」または「一定の物質を含むもの」

（2）税額の算定区分

鉱泉浴場の入湯客に対して、1人1泊につき150円（日帰りの場合、1日につき50円）の税率で課税されます。ただし、次の場合は、入湯税が免除されます。

- 年齢12歳未満の方
- 共同浴場または一般公衆浴場に入湯する方
- 市内に居住する年齢70歳以上の者または重度心身障害者のうち、市長において発行する利用券で入湯する方

※共同浴場とは、一般大衆の公衆衛生上の見地する入湯の用の供するための施設

※一般公衆浴場とは、いわゆる街の銭湯に類するものであって高度な浴場施設を必ずしも必要としないものであり、かつ、一般市民が安直にその欲求を満たすに足る程度のもの

（3）納税の方法

入湯税は、鉱泉浴場の経営者が入湯客から受け取って翌月15日までにまとめて納めることになっています。

第2章 国民健康保険税

1 国民健康保険税 お問い合わせ先：国民健康保険課（0133-72-3123）

国民健康保険税は、国民健康保険事業（被保険者の負傷、疾病、死亡等に対する保険給付や健康の保持増進等）に要する費用へあてるために、世帯単位で課税される税金です。

（1）国民健康保険税を納める人（納税義務者）

納税義務者は、国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主です。世帯主が職場の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国民健康保険の加入者がいれば、世帯主が納税義務者となり、納税通知書は世帯主に送られます。

（2）税額の算定方法

国民健康保険税は、医療保険分（74歳以下の方の医療費にあてる分）、後期高齢者支援金分（後期高齢者医療制度の加入者の医療費にあてる分）、介護保険分（介護サービス費にあてる分。40歳以上65歳未満の方のみ）について算出した所得割、均等割、平等割を合計して1年間の保険税額が決まります。

（3）令和5年度の税率等

区 分		医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割 世帯の加入者の所得から43万円を控除した金額に応じて計算		8.63%	2.16%	2.03%
均等割 世帯の加入者数に応じて計算		23,200円	6,000円	7,500円
平等割 1世帯あたり	下記以外の世帯	33,700円	8,400円	7,100円
	特定世帯 ※1	16,850円	4,200円	
	特定継続世帯 ※2	25,275円	6,300円	
限度額		650,000円	200,000円	170,000円

※1 特定世帯：国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、同じ世帯の国民健康保険加入者が単身（1人）になった世帯で5年を経過するまでの世帯。

※2 特定継続世帯：国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、同じ世帯の国民健康保険加入者が単身（1人）になった世帯で5年を経過し、8年を経過するまでの世帯。

(4) 低所得世帯に対する軽減

前年中の世帯の総所得金額および山林所得金額等の合計が一定基準以下の場合には、均等割・平等割が軽減されます。軽減制度が適用されるのは、世帯主（未加入の世帯主を含む）及び国民健康保険の加入者全員が所得の申告（確定申告、住民税申告、国民健康保険課窓口での申告等）がお済みの世帯に限られます。

軽減割合	基準となる所得金額
7割	世帯の所得の合計額が43万円 ＋（給与所得者等※の数－1）×10万円以下
5割	世帯の所得の合計額が43万円 ＋（29万円×加入者・特定同一世帯所属者※の人数） ＋（給与所得者等の数※－1）×10万円以下
2割	世帯の所得の合計額が43万円 ＋（53万円5千円×加入者・特定同一世帯所属者※の人数） ＋（給与所得者等の数※－1）×10万円以下

軽減判定は4月1日現在で判定します。その後、一部加入・喪失をしても軽減は変わりません。世帯主変更の場合は、その時点で判定しなおします。

軽減判定は所得割の算定と一部取り扱いが違いますのでご注意ください。

- 1) 65歳以上の公的年金所得者は、年金所得から15万円を控除した金額で判定します。
- 2) 譲渡所得は、特別控除前の所得で判定します。
- 3) 専従者給与（控除）額は、事業所得の必要経費に含めずに判定します。
- 4) 国保に加入していない世帯主の所得は所得割の計算に含めませんが、軽減判定の合計所得には含めて判定します。

※ 給与所得者等：給与等収入金額が55万円を超える方

公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

※ 特定同一世帯所属者：後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険の資格を喪失した方で、継続して同一世帯に属する方

(5) 未就学児に対する軽減

未就学児（小学校入学前の子ども）は、均等割が5割軽減されます。既に低所得世帯に対する軽減措置が適用されている場合には、軽減措置適用後の均等割から5割軽減されません。

(6) 非自発的失業者に対する軽減

倒産、解雇等により離職した方に対し、対象となる方の前年所得のうち「給与所得」を100分の30として、離職日翌日の月からその翌年度末まで（最大2年間）の保険税を計算します（給与所得以外が軽減されません）。

下記の全てに該当する方は、雇用保険受給者資格者証をお持ちの上、申請してください。

- ①離職日が平成21年3月31日以降
- ②離職日の時点で64歳以下
- ③公共職業安定所（ハローワーク）から交付された雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11」「12」「21」「22」「23」「31」「32」「33」「34」のいずれかの場合

下記の場合は対象外となりますのでご注意願います。

- 1) 雇用保険の受給資格のない方
- 2) 離職日前日の時点で65歳以上の方（受給者証に「高」の表示のある方）
- 3) 雇用保険の特例一時金を受けている方（受給者証に「特」の表示のある方）

(7) 納税の方法

納付書や口座振替による納入（普通徴収）と年金からの天引きによる納入（特別徴収）があります。

(8) 申告

保険税も所得の申告が必要です。次の方を除いて前年の所得を申告してください。

申告の必要がない方

- 市民税や所得税の申告をされた方
- 勤務先から市へ給与支払報告書が提出されている方

※前年の収入がない方、公的年金のうち、障害年金、遺族年金、老齢福祉年金のみを受給している方についても、申告が必要です。

第3章 納税について

1 納期

(1) 市税

税 目		納 期	
市 民 税	個 人	普通徴収	6月、8月、10月（各月末日）、12月は28日
		特別徴収	徴収月の翌月の10日まで（毎月）
	法 人	確定申告	事業年度終了2カ月以内
		中間申告	事業年度開始6カ月を経過した日から2カ月以内
固定資産税、都市計画税		5月、7月、9月、11月（各月末日）	
軽自動車税		5月末日	
市たばこ税		翌月末日まで（毎月）	
入湯税		徴収月の翌月の15日まで（毎月）	

※納期限が土曜、日曜、祝日にあたる場合は、その次の平日が納期限になります。

(2) 国民健康保険税

区 分	対 象	納 期
普通徴収	特別徴収以外の方	6月から翌年の3月まで（10期） ※4月から翌年3月までの12カ月分
特別徴収	65歳から74歳の方で、国民健康保険に加入している世帯主の方（ただし、下の※1から※2のすべてを満たす方）	《仮徴収》 所得が確定していないため、原則として4・6・8月は令和4年度の保険税をもとに算定した仮の保険税額として徴収します。 《本徴収》 確定した年間の保険税額から、4・6・8月分を除いた税額を、10・12・翌年2月の3回に振り分けて徴収します。

※1 世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳から74歳の方

※2 世帯主の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、介護保険料が特別徴収されている方で、国民健康保険税と介護保険料の合計が年金支給額の1/2を超えない場合

2 納付方法

軽自動車税（種別割）、固定資産税・都市計画税、市・道民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、市役所及び各支所のほか、次に掲げる各金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリでも納めることができます。

- 北海道信用金庫
- 北海道銀行
- 北陸銀行
- 北洋銀行
- 北海道労働金庫
- 北門信用金庫
- 北央信用組合
- 石狩市農業協同組合
- 北石狩農業協同組合
- 石狩湾漁業協同組合
- 道内のゆうちょ銀行（郵便局）^{※1}
- コンビニエンスストア^{※2}

※1 道外のゆうちょ銀行及び郵便局での納付

専用の納付書が必要となりますので、市役所納税課までご連絡ください（法人市民税については、道内のゆうちょ銀行（郵便局）のみ）。

※2 コンビニエンスストアでの納付

表面にバーコードが付いている納付書のみ、使用可能です。
（取り扱いできる店舗は、納付書裏面をご参照ください）。

※3 スマートフォン決済アプリによる納付

市税などのお支払い方法として、令和5年4月からスマートフォン決済も追加となりました。曜日や時間を気にすることなくお支払いができますが、専用の決済アプリの登録が必要です。

- PayPay請求書払い（ペイペイ）
- LINE Pay請求書支払い（ラインペイ）
- d払い請求書払い（ディー払い）
- au PAY請求書支払い（エーユーペイ）

※4 地方税統一QRコードを利用した納付

eL-QRが印字された納付書は、全国の地方税統一QRコード対応金融機関の窓口での納付や対応のスマートフォン決済アプリからの納付が可能です。

また、スマートフォンやパソコンを利用して地方税共同機構の「地方税お支払いサイト外部リンク」からクレジットカードやインターネットバンキング等による納付も可能です。【対象税目 固定資産税・都市計画税 軽自動車税（種別割）】

次の納付書はコンビニエンスストアでは納められません。

- 1枚の納付書が30万円を超える納付書
- コンビニエンスストア使用期限が過ぎた納付書
- 破損、汚損によりバーコードが読み取れない納付書
- 金額を書き換えた納付書

3 口座振替

一度口座振替の手続きをすると、各納期の最終日に自動的に口座から引き落とされるため、納め忘れや納付のために金融機関等へお出かけになる必要もなく、お忙しい方には特に便利です。手続きは簡単です。口座振替依頼書・通帳・届出印・納税通知書（当年度分）をお持ちの上、預金口座のある金融機関にお申し込みください。

振替できる税目	市・道民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
申 込 先	北海道信用金庫、北海道銀行、北陸銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、北門信用金庫、北央信用組合、石狩市農業協同組合、北石狩農業協同組合、石狩湾漁業協同組合、ゆうちょ銀行
必 要 な も の	口座振替依頼書、預貯金通帳、口座届出印、納税通知書
振 替 日	各期別納期限の日
申 込 期 限	各期別納期限1カ月前 （納期限の当月に申し込まれても間に合わない場合もあります。解約・変更も同様です。）

4 滞納

市税等を定められた納期限までに納付しないことを滞納といいます。滞納となった場合は、本来納めるべき税額のほかに延滞金を納めなければならない場合や、滞納処分を受ける場合がありますので、納期限内に納付してください。

（1）延滞金

市税等を納期限後に納付する場合には納期限の翌日から納付する日までの期間に応じて、税額に次の割合を乗じた延滞金がかかります。

期 間	平成21年1月1日から 平成21年12月31日まで	平成22年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 令和2年12月31日まで	令和3年1月1日から
延滞金（納期限の翌日から1カ月を経過した日以後）	14.6%	14.6%	特例基準割合* +7.3%	延滞金特例基準割合* +7.3%
延滞金（納期限の翌日から1カ月を経過する日まで）	4.5%	4.3%	特例基準割合* +1%	延滞金特例基準割合* +1%

※延滞金特例基準割合とは、平均貸付割合に、年1.0%を加算した割合

（2）滞納処分

市税等を滞納されたままですと、納期限までに納付された方との公平性を保つため、また大切な市税等を確保するため、滞納している方の財産（不動産、預貯金、給与、売掛金等）をやむを得ず差し押さえ、更にその財産を公売する等の滞納処分を行うこととなります。

5 還付

市税等について、過誤納金が発生した場合は、納めすぎた金額を納付された方にお返しします。これを還付といいます。

還付加算金

納め過ぎた税金については、次の割合を乗じた金額を加算されて還付される場合があります。還付加算金が増加される期間は過誤納金の発生事由等により異なります。

期 間	平成29年1月1日から 同年12月31日まで	平成30年1月1日から 令和2年12月31日まで	令和3年1月1日から 同年12月31日まで	令和4年1月1日から
還付加算金	1.7%	1.6%	1.0%	還付加算金特例基準割合 (平均貸付割合+0.5%)

※平均貸付割合とは、日本銀行が公表する前々年9月から前年8月における国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の平均。

6 納税相談 お問い合わせ先：納税課 納税担当（0133-72-3121）

市では、分割納付等の相談をお受けするとともに、休日や夜間でなければ市税や国民健康保険税の納付や相談をすることができない方のために、時間外窓口を開設していますので、早めにご連絡ください。

時間外納付・相談窓口開設

開設時間	毎月第4木曜日 17時15分から20時まで 毎月第4日曜日 10時から15時まで ※第4木曜日が祝日の場合は金曜日に開設します。 なお、諸事情により変更する場合がございます。 事前に市ホームページの確認やお電話にてお問い合わせください。
開設場所	市役所本庁舎1階 財政部納税課 ※厚田・浜益支所では時間外の窓口を開設していません。

7 不服申立て

市税の賦課決定または滞納処分について不服のある人は、市長に対して審査請求をすることができます。主な処分に対する審査請求期間は、次のとおりです。

区 分	期 間
賦課の決定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内
督 促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内
不動産等の差押え	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内、 またはこの差押財産の公売期日等のいずれか早い日まで

8 減免

納税者が次の要件に該当する場合は、市税や国民健康保険税が減免されることがあります。減免を申し出る場合は、納期限までに申請書を提出してください。

税 目	主な要件	担 当
個人の市民税	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けているとき 失業により収入がなく、生活が著しく困難となったとき 災害（火災・風水害等）を受けたとき 学生 	税務課市民税担当 0133-72-3119
固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けているとき 災害（火災・風水害等）により、土地や家屋に被害を受けたとき 	税務課資産税担当 0133-72-3120 0133-72-6120
軽自動車税 （種別割）	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者またはその家族が所有する車で、障がい者自身が使用するとき、またはその家族がその障がい者のために使用するとき その構造が専ら身体に障がいのある方が使用するためのものとなっている車両 	税務課市民税担当 0133-72-3119
国民健康 保険税	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者または被保険者と生計を同じくする親族が、震災その他の災害により財産に大きな損失を被ったとき 被保険者の失業、退職、休廃業、負傷、疾病等により、収入が皆無、または著しく減少したことにより生活に困窮したとき 被保険者が生活保護を受けたとき 	国民健康保険課 賦課・資格担当 0133-72-3123

第4章 市税に関する証明

市税に関する証明が必要な方は、下記の窓口までお越しください。

証明書	証明の種類	手数料	申請窓口
市・道民税証明書	所得証明 課税証明 所得・課税証明	350円 ※使用目的により免除になる場合あり	市役所1階 ①窓口 ⑮窓口
納税証明書	個人住民税 法人市民税 固定資産税 都市計画税 国民健康保険税	350円	
	軽自動車の車検用	無料	
固定資産評価証明書	土地・家屋	350円	
固定資産公課証明書	土地・家屋	350円	
固定資産課税台帳	閲覧	350円	
	複写	20円	
公文書の複写	B5からA3まで	20円	
	A2からA0まで	350円	
地籍成果の閲覧及び複写	筆界点番号図	600円	市役所1階 ⑮窓口
	面積計算簿	600円	

窓口での請求の場合

請求できる人：本人（相続人、納税管理人を含む）及び本人からの委任状を持参した人（代理人の方）

必要書類：官公庁が発行した写真付の証書類（運転免許証やマイナンバーカード等）、代表者の印鑑（法人の場合のみ）、委任状（別世帯の親族や代理人の場合）

※証明書を必要とする方が本人と家族の関係にありましても、委任状が必要です（ただし、市・道民税証明書に限り、請求する方が市内に居住している本人と住民票上において同世帯の家族の場合は、委任状が不要です）。

郵送での請求の場合

場合によって必要なものが異なるので、お問い合わせください。

市・道民税証明書：税務課市民税担当 TEL：0133-72-3119

納税証明書：納税課収納管理担当 TEL：0133-72-3121

固定資産関係証明書：税務課資産税担当 TEL：0133-72-3120（土地）

TEL：0133-72-6120（家屋・償却資産）

納税証明書の発行について

納付場所や納付方法によって、市役所、各支所で納付確認に時間がかかりますのでご注意ください。なお、納付後、すぐに納税証明書が必要な方は、金融機関やコンビニエンスストアまたは、市役所や各支所の窓口で納付した領収証書を証明書交付窓口にご持参ください。

【主な納付方法による納付確認までの日数（目安）】

- 口座振替の場合・・・振替日の翌日から5開庁日程度
- 金融機関の場合（ゆうちょ銀行除く）・・・納税した日の翌日から7開庁日程度
- ゆうちょ銀行の場合・・・納税した日の翌日から10開庁日程度
- コンビニエンスストアの場合・・・納税した日の翌日から10～14開庁日程度
- スマートフォン決済アプリ（コンビニ収納バーコード）の場合・・・納税した日の翌日から10～14開庁日程度
- 地方統一QRコードを利用した場合・・・納税した日の翌日から10～24開庁日程度
(納付方法によって異なります。)

【お問い合わせ先】納税課収納管理担当（0133-72-3121）

第5章 Q&A

市・道民税関係

Q 1. 確定申告と市民税申告の違いとは？

A 確定申告は、所得税（国税）を納付したり、還付を受けたりするための申告です。市民税申告は、1月1日に住民登録がある市に対して前年の所得について申告するものです。確定申告と異なり、収入が0円の場合でも申告する必要があります。

ただし、

- ・確定申告をした
- ・勤め先の事業所で年末調整をした
- ・誰かの税扶養に入っている

などの場合は、市民税申告が不要となります。

Q 2. 遡って申告できる期間は？

A 申告しようとする年から5年分、遡ることができます。

Q 3. 申告しなかったら何か影響はありますか？

A 所得（課税）証明書や各福祉関係の助成などは、確定申告・市民税申告の内容が根拠となっているため、申告がされていない状態だと、次に挙げるような様々な手続きに影響が出る場合があります。

- ・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定
- ・子ども医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療、養育医療の助成
- ・児童手当、児童扶養手当、保育料の算定
- ・就学援助費、市営住宅料の算定

このような手続きは、未申告だと正しい判定を受けることができなくなることがあるので、収入が0円であるならその旨の市民税申告が必要となります。

また、市が発行する所得証明書なども申告がされていないと発行されないこともあり、各種手続きが滞ってしまうことがあります。

Q 4. 自分で申告していないのに市・道民税の納税通知書が届いたのですが？

A 給与支払者や年金支給者は支払金額の報告を自治体に対して行わなければならないとされています。これらの報告により本人からの申告が無くても所得額を把握できた方については、税額計算をして納税通知書を送付しています。

Q 5. 税額が昨年と比べて大きく増えたのですが？

A 昨年と比べて収入金額が増加して所得金額が増えた場合や所得控除額が減った場合は税額が増えます。また、正しい申告がされていないと昨年の税額と比べたときに大きく増額してしまう場合があります。その場合、正しい情報に修正することが可能ですので、お問い合わせください。

Q 6. 令和5年4月1日に札幌市から石狩市に転入しました。現在、札幌市には住んでいませんが、それでも札幌市に住民税を納める必要がありますか？

A 個人の住民税は、その年の1月1日現在住んでいる市町村から前年中の所得に基づき課税されることとなっています。したがって、令和5年1月1日現在、札幌市に住んでいたのであれば、その後石狩市に転入されたとしても、令和5年度の住民税は札幌市に納めていただくことになり、石狩市には令和5年度の住民税を収める必要はありません。

Q 7. 死亡した家族の住民税は納付しなければなりませんか？

A 市・道民税は賦課期日（1月1日現在）に石狩市に住所を有する個人に課税されますので、令和5年1月2日以降に納税義務者が死亡した場合は相続人が残りの税額を納付していただく必要があります（相続人代表者指定届の提出が必要となります）。

Q 8. 年金から天引きされていたはずなのになぜ納付書が届いたのですか？

A 次のような場合は、年金特別徴収が中止になるため、年金から特別徴収できなくなった税額を普通徴収（納付書・口座振替）で納付していただくことになります。

- ① 市・道民税の額に変更があった場合
- ② 介護保険料の年金からの特別徴収が中止された場合
- ③ 石狩市外へ転出した場合
- ④ 死亡した場合 ※Q7をご参照ください

Q 9. 医療費控除により税金が返ってくると聞いたのですが？

A 給与や年金から所得税が源泉徴収されている場合、医療費控除を申告して再計算することで所得税が軽減され、納めすぎた所得税が還付されることがあります。

※医療費控除による還付は、所得税の還付であり、医療費の還付ではありません。また、市・道民税については、先に税を納めているものではないため、還付ではありませんが、医療費控除により税額が低くなる場合があります。

Q10. ふるさと納税をした場合、自己負担額の2,000円を除いた全額が控除される目安はいくらですか？

A 給与所得者の場合、全額控除されるふるさと納税額は次の表が目安の金額となります。

ふるさと納税を行う方本人の給与収入	ふるさと納税を行う方の家族構成（例）			
	独身または共働き ^{※1}	夫婦 ^{※2}	共働き＋子1人（高校生 ^{※3} ）	夫婦＋子2人（大学生 ^{※3} と高校生 ^{※4} ）
300万円	28,000円	19,000円	19,000円	-
400万円	42,000円	33,000円	33,000円	12,000円
500万円	61,000円	49,000円	49,000円	28,000円
600万円	77,000円	69,000円	69,000円	43,000円
700万円	108,000円	86,000円	86,000円	66,000円
800万円	129,000円	120,000円	120,000円	85,000円
900万円	152,000円	143,000円	141,000円	119,000円
1,000万円	180,000円	171,000円	166,000円	144,000円
1,100万円	218,000円	202,000円	194,000円	172,000円
1,200万円	247,000円	247,000円	232,000円	206,000円
1,300万円	326,000円	326,000円	261,000円	248,000円
1,400万円	360,000円	360,000円	343,000円	277,000円
1,500万円	395,000円	395,000円	377,000円	361,000円

※1 独身または共働き：ふるさと納税を行う方が配偶者（特別）控除や扶養控除を受けていない場合

※2 夫婦：ふるさと納税を行う方の配偶者に収入がないケースを指します。

※3 高校生は一般扶養控除、大学生は特定扶養控除に該当する方を指します。

※4 夫婦＋子2人（大学生と高校生）：ふるさと納税を行う方が配偶者控除と一般扶養控除、特定扶養控除を受けている場合

（注1）掲載している表は、住宅ローン控除や医療費控除等、他の控除を受けていない給与所得者のケースとなります。年金収入の方や事業者の方、住宅ローン控除や医療費控除等、他の控除を受けている給与所得者の方の控除額上限は表とは異なります。

（注2）社会保険料控除額について、給与収入の15%と仮定しています。

（注3）詳細な金額は、ふるさと納税される方の収入状況や各種控除がわかるもの（所得税の確定申告書や源泉徴収票等）をご用意いただいた上で税務課市民税担当（TEL：0133-72-3119）までお問い合わせください。

[総務省 “ふるさと納税ポータルサイト ふるさと納税のしくみ 税金の控除について”

《 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/deduction.html 》（最終参照日：2023-07-25）より抜粋

軽自動車税（種別割）関係

Q 1. 障がい者に対する軽自動車税（種別割）の減免申請をしたいのですが？

A 申請の期限は、納税通知書がお手元に届いてから、軽自動車税（種別割）の納期限となる5月末日までとなります。申請前の事前相談は随時行っておりますので、お問い合わせください。

Q 2. 軽自動車税（種別割）の減免が認定された場合の車検用納税証明書は、どうなりますか？

A 申請が認定された方に、郵送にて減免決定通知と車検用納税証明書を送付いたします。

Q 3. 車両を持っていないのに軽自動車税（種別割）の請求書が届いたのですが？

A 4月1日時点で名義が変更されていないか、登録車両が抹消されていない場合には課税されてしまいます。しかし、車両をスクラップした場合や盗難にあった場合など、その動きの確認が取れる場合には課税を取り消すこともできます。詳しくはお問い合わせください。

Q 4. 現在石狩市に住んでいないのに石狩市から納税通知書が届いたのはなぜ？

A 車検証上の「使用する車両の定置場（または使用の本拠地）」という車両の住所になるものが石狩市の住所になっている場合は、石狩市に軽自動車税（種別割）を納めていただくこととなります。4月1日までに住所変更していただければ、変更後の市町村から軽自動車税（種別割）の納税通知書が送付されます。

Q 5. 住所変更の勧奨通知が来たのですが？

A 原則として、納税義務者は所有者（または使用者）とされています。そのため車検証上の「使用する車両の定置場（または使用の本拠地）」という車両の住所になるものが、所有者（または使用者）の住民票の住所と違う場合に住所変更の勧奨通知を送付しています。

市内の住所になる場合はP.31（5）の申告先、市外の住所になる場合はその地区を管轄している軽自動車協会や運輸支局、市区町村にて手続きを取ってください。

原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車、雪上車	三輪、四輪軽自動車 二輪軽自動車 (125cc超250cc以下)	二輪小型自動車 (250cc超)
市区町村	軽自動車協会	運輸支局

固定資産税関係

Q 1. 納税通知書を紛失してしまったのですが、再発行できますか？

- A 納税通知書は再発行できません。納税通知書は「税額の確定」と「納付の請求」という法的効力を持つため、再発行すると賦課処分を2回行うことになるためです。納税通知書に記載してある内容は固定資産評価証明書や固定資産課税台帳等でご確認いただけますので、税務課にご請求ください。
※お支払いのための「納付書」は再発行できます。

Q 2. 証明書を取得できる人は？

- A 証明書を取得できる者は、地方税法により①納税義務者、②土地・家屋を賃借している者（契約の当事者のみ）、③処分権限を持っている者と規定されています。証明書を取得するためには、この身分を証明するものをお持ちください。
※上記の者から委任を受けた場合は、代理人でも取得可能です。

Q 3. 委任状の様式は？

- A 代理人が証明書を取得するには委任状が必要になりますが、委任状には①取得したい証明書について②権利者から代理人に対して③取得についての権限を委任する旨を具体的に記入してください。
なお、委任状の様式は、石狩市のホームページからダウンロードできます。
※代理人の身分を確認できる書類を添付してください。
※法人の証明書を取得される場合は、申請書または委任状に代表者印を押印していただき、代理人の身分を確認できる書類を添付してください。

Q 4. 住宅用家屋証明の添付書類は？

- A ①住民票の写し②登記関係書類③手数料1,300円（郵送での請求の場合は、定額小為替でお支払いください）のほか、状況に応じて必要書類が異なります。詳しくは石狩市のホームページをご確認いただくか、税務課までお問い合わせください。

Q 5. 年内に売買や相続で所有者が変わった場合は、誰に固定資産税が課税されますか？

- A 固定資産税は1月1日現在の所有者に課税されるので、年内に所有者が変更されても、その年の納税義務者は変更されません。
※不動産会社等で売買の際に、固定資産税を月割りで新所有者に請求する場合がありますが、税務課ではそのような手続きを行っておりません。課税は1月1日現在の所有者についてです。

Q 6. 所有者が変わった場合は、どのような手続きが必要ですか？

A 登記物件については、法務局（札幌法務局北出張所）での所有権移転の登記を申請してください。登記が完了しましたら、その通知が市役所にも届きますので、市役所での手続きは不要です。

未登記物件については税務課に「未登記家屋の所有者変更届」を提出してください。

Q 7. 家屋の税額はどうやって決まるの？

A 固定資産税における家屋の評価額は、不動産の買入価格や建築工事費ではなく、総務大臣の定める固定資産評価基準によって算出しています。固定資産評価基準に基づき、石狩市では「再建築価格方式」を採用しています。この再建築価格方式は、評価の時点において、評価の対象となった家屋と同一のものをその場所に新築するとした場合に必要とされる建築費を求め、その家屋の建築後の経過年数に応じた減価を考慮し、その家屋の価格を求めるものです。

このようにして、固定資産評価員により作成された「評価調書」が市長に提出され、市長が毎年3月31日までに固定資産の価格を決定します。

この価格に標準税率1.4%を掛け合わせた額が固定資産税の税額となります。

Q 8. 住宅を新築した場合、どのように課税されるのですか？

A 固定資産税は1月1日現在に固定資産を所有している方にかかる税金ですので、住宅を新築した場合は新築の翌年から固定資産税がかかります。

税額を計算するために必要な、家屋に使用されている資材及びその使用量を正確に把握するために「家屋調査」を行っていますので、その際にはご協力をお願いします。

なお、家屋調査の内容は全ての部屋の仕上げ（使用している資材のこと）、建具等の各寸法及び建築設備を確認するものです。

Q 9. 家屋を壊した場合、固定資産税はどうなりますか？

A 固定資産税は1月1日現在に固定資産を所有している方に1年分かかる税金のため、取り壊した家屋は、翌年からは課税されません（取り壊した年の固定資産税はかかります）。

家屋を取り壊した場合は以下の手続きが必要となります。

- ・登記されている物件の場合は、法務局で滅失登記の申請をしてください。
- ・未登記の物件の場合は、税務課に「家屋の取り壊し届」を提出してください。

※「家屋の取り壊し届」は石狩市のホームページからダウンロードできます。

また、税務課にて取得することもできます。

Q10. 住宅を新築した数年後に、なぜ税額が上がったのですか？

A 住宅を新築した場合は、一定の要件を満たすと税額の軽減を受けることができる特例措置が適用されます。この特例により、住宅の新築後3年間（長期優良認定住宅は5年）、中高層耐火住宅は新築後5年（長期優良認定住宅は7年間）に限り、延べ床面積120㎡部分に相当する部分の固定資産税額が1/2に軽減されます。新築後、数年が経ってから税額が上がるのは、この特例の適用が終了したことが考えられますが、他の事情による場合も考えられますので、税務課までお問い合わせください。

Q11. 車庫や物置は課税されるの？

A 原則として、3面以上の壁と屋根があり、面積が10㎡を超える建物が課税の対象となります。車庫や物置を取得された際は、評価額を算出するために家屋調査にお伺いいたしますので、税務課までご連絡をお願いいたします。

Q12. 住宅を壊したら、税額が上がったのは何故ですか？

A 固定資産税は、土地の上に一定の要件を満たす家屋がある場合、土地の課税標準額の減額を受けることができる「住宅用地特例」という特例措置があります。この特例を受けられる条件が「土地上に専用住宅もしくは併用住宅が存在すること」となっておりますので、住宅を壊した後に税額が上がったのは、この特例措置が適用されなくなったことが考えられますが、他の事情による場合も考えられますので、税務課までお問い合わせください。

Q13. 石狩市の固定資産税路線価図を見るにはどうしたらよいですか？

A 税務課で、基準年度分（直近の基準年度は令和3年度）の路線価図を公開しており、どなたでも閲覧できます。また、インターネット上の「全国地価マップ」（<http://www.chikamap.jp/>）でも閲覧できます。

Q14. 減価償却しているすべての償却資産について申告が必要ですか？

A 固定資産税や自動車税、軽自動車税のように、すでに課税の対象となっている資産（土地・家屋やトラック・乗用車・軽自動車）については、申告書への記載は不要です。
※大型特殊自動車等が申告の対象となります。

Q15. 本社が他市町村にあり、すべての償却資産をそこで申告しているのですが、石狩市への申告は必要ですか？

A 償却資産の申告書は、資産が所在する市町村ごとに提出する必要がありますので、本社が他市町村にある場合でも、石狩市内に所在する資産については石狩市に申告書を提出していただくことになります。

お問い合わせ

国税についてのお問い合わせ

札幌北税務署 〒001-0031 札幌市北区北31条西7丁目3番1号
TEL：011-707-5111（自動音声）
所得税・源泉所得税・譲渡所得・相続税・贈与税・法人税等・消費税等

道税についてのお問い合わせ

札幌道税事務所自動車税部 〒001-8588 札幌市北区北22条西2丁目1番30号
TEL（お問い合わせ内容により異なりますので、ホームページを確認してください）
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/map/jidoushatel.htm>
自動車（種別割・環境性能割）

札幌道税事務所税務管理部 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館2F
TEL（お問い合わせ内容により異なりますので、ホームページを確認してください）
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/map/satudotel.htm>
法人事業税・法人道民税

石狩振興局 〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館5F
TEL（お問い合わせ内容により異なりますので、ホームページを確認してください）
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/map/isikari.html>
個人事業税・不動産取得税 等

発行：令和5年8月

編集：石狩市役所財政部税務課

〒061-3292 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

TEL：0133-72-3119

FAX：0133-75-2271

Email：zeimu@city.ishikari.hokkaido.jp

この「市税のしおり」は財団法人資産評価システム研究センター発行の「固定資産税のしおり」と同センターホームページ、国税庁ホームページ等を引用しています。